

# 沼田市 次世代育成支援行動計画

(後期計画)



沼 田 市

平成 22 年 3 月



## 子どもが親が地域が元気！みんなで育てる沼田の子

近年の少子化、核家族化や高齢化の進行、高度情報化社会の成熟等に伴い、人々の価値観やライフスタイルも変化してまいりました。

このため、地域においては連帯意識が希薄となり、女性の社会進出による家族関係の変化等もみられる中、子どもを産み育てていく環境は大きく変化しつつあります。

国においては、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や企業には、平成17年度からの10年間における次世代育成支援対策を集中的・計画的に推進するための行動計画の策定が義務づけられました。

本市におきましても平成17年3月に、「沼田市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が元気！ みんなで育てる沼田の子」を基本理念として、子どもが元気になり、親が元気になり、地域も活力を得て元気になることを目指し、まちづくりに取り組んでまいりました。

この結果、こども医療費支給事業の拡大をはじめ、出産祝い金の支給、保育所・学童保育の拡大や整備、不妊治療の支援など、各種事業の実施等を通じて、本市の子育て環境は向上を続けております。

しかしながら、この本計画は平成17年度から平成21年度までを前期計画として作成されており、前期行動計画が平成21年度で満了となることから、これまでの基本理念を継続しつつ成果と反省を踏まえ、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画を策定いたしました。

本計画の推進にあたりましては、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等の皆様にもそれぞれの役割を適切に果たしていただき、様々な主体の参加の下に、市民の皆様との協働により社会全体で取り組んで参りたいと考えておりますので、積極的なご参加とご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様をはじめ、ニーズ調査に御協力いただいた皆さん、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心より深く感謝申し上げます。

平成22年3月

沼田市長 星 野 巳喜雄





## 目 次

第1章 計画の策定に当たって .....	1
1. 計画策定の背景 .....	2
2. 計画の性格 .....	3
3. 計画の期間 .....	3
第2章 沼田市の現状 .....	5
1. 少子化の動向 .....	6
2. 子育て家庭の状況 .....	12
3. 子育て支援サービスの状況 .....	14
4. ニーズ調査の概要 .....	21
5. 前期計画事業実績 .....	27
第3章 計画の基本的な考え方 .....	29
1. 策定に当たっての基本的な視点 .....	30
2. 基本理念 .....	30
3. 基本目標 .....	31
4. 計画の体系 .....	32
5. 人口推計について .....	33
6. 目標事業量 .....	34
第4章 計画の内容 .....	35
基本目標1 親子の健康づくり .....	36
基本施策1 安全で快適な妊娠・出産への支援 .....	36
基本施策2 子どもと母親への健康支援 .....	37
基本施策3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援 .....	40
基本施策4 小児医療の充実 .....	42
基本目標2 地域における子育て支援 .....	43
基本施策1 子育てへの多様な支援 .....	43
基本施策2 保育サービスの充実 .....	48
基本施策3 子育てと仕事の両立の支援 .....	50
基本施策4 特別な支援を必要とする児童等への対応 .....	51
基本目標3 次代を担う心豊かな人づくり .....	55
基本施策1 幼児教育・学校教育の充実 .....	55
基本施策2 多様な体験機会の拡大 .....	59
基本施策3 子どもの活動を支援する環境の整備 .....	61

基本目標4 安心して子育てできる環境づくり .....	63
基本施策1 良好な居住環境の確保 .....	63
基本施策2 子どもの交通安全の確保 .....	65
基本施策3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 .....	66
第5章 計画の推進体制 .....	69
1. 市民や関係機関等との連携の強化 .....	70
2. 社会・経済情勢や厳しい財政状況への的確かつ柔軟な対応 .....	70
3. 沼田市次世代育成支援対策地域協議会 .....	70
4. 国や県等との連携 .....	70
第6章 資料編 .....	71

---

---

**第 1 章** 計画の策定に当たって

---

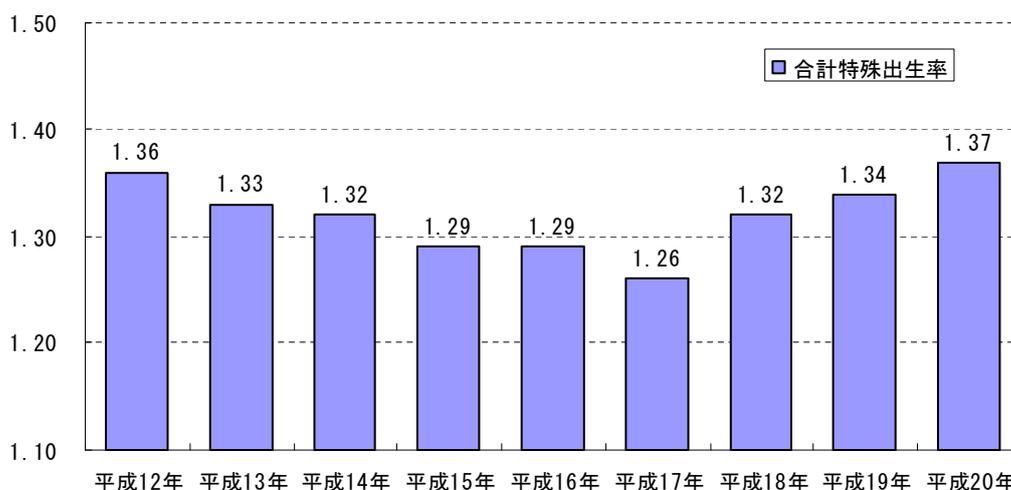
---

## 1. 計画策定の背景

我が国の少子化は近年急速に進行しており、一人の女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率をみると、丙午の昭和41年(1966年)を下回った平成2年(1989年)の「1.57ショック」以降も低下を続け、平成17年(2005年)には過去最低の1.26まで低下しました。

平成14年1月発表の「日本の将来推計人口」によれば、出生率の低下の主要な要因として、従来の晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下=結婚しても子どもをつくらない世帯」という新しい現象が見られ、少子化が一層進行すると予想されました。これにより、急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、国・地方自治体・企業等が一体となって対策を進めていく必要があるという目的のもとに、次世代育成支援に関する取組方針が定められました。

沼田市では、こうした状況を踏まえ「沼田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の見直しを行ない、前期計画との整合性を取りながら、新たに「沼田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。



我が国の合計特殊出生率

※合計特殊出生率（ベース推定値）

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

小地域での合計特殊出生率をみる場合、特に出生数が少ない場合には、数値が大幅に上下し、その地域の出生・死亡の動向を把握することが困難です。

ベース推定値とは、このような場合、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定したものです。

## 2. 計画の性格

- (1) この計画は、第五次総合計画に基づき、その部門計画として位置づけるとともに、他の関連計画とも整合性をもちます。
- (2) 計画の策定に当たっては、市民の代表等から構成される「沼田市次世代育成支援対策地域協議会」の意見を尊重するとともに、ニーズ調査結果など、広く市民から寄せられた意見を反映しています。
- (3) この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定された「市町村行動計画」として策定するものです。

## 3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組みを促進するために制定されました。

平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間の前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画とする2期10年間の計画期間とします。この計画は目標年度を平成26年度とする後期計画となります。

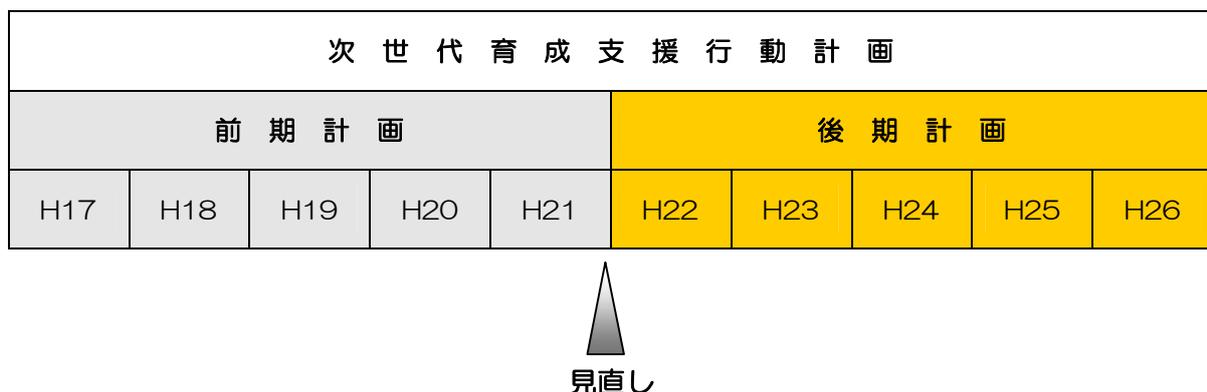


図 次世代育成支援対策行動計画



---

---

## 第2章 沼田市の現状

---

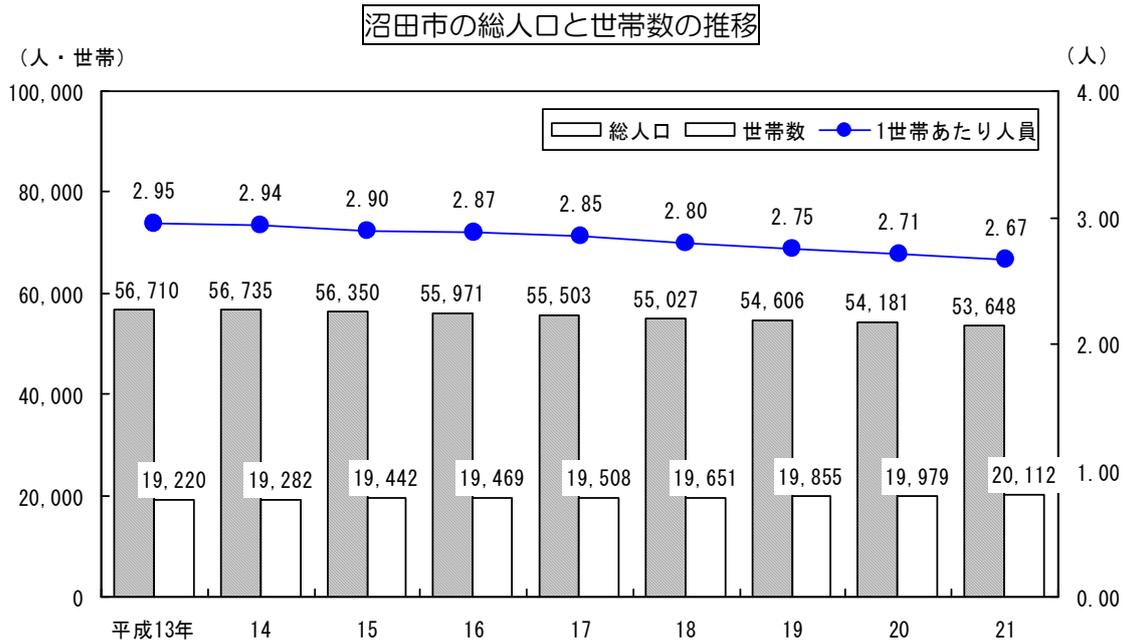
---

## 1. 少子化の動向

### (1) 人口の推移

沼田市の人口推移の状況は、平成14年以降の総人口は減少し、平成21年には53,648人となっています。一方、世帯数は年々増加しています。

また、1世帯あたりの人員をみると年々減少し、平成21年には2.67人となっています。

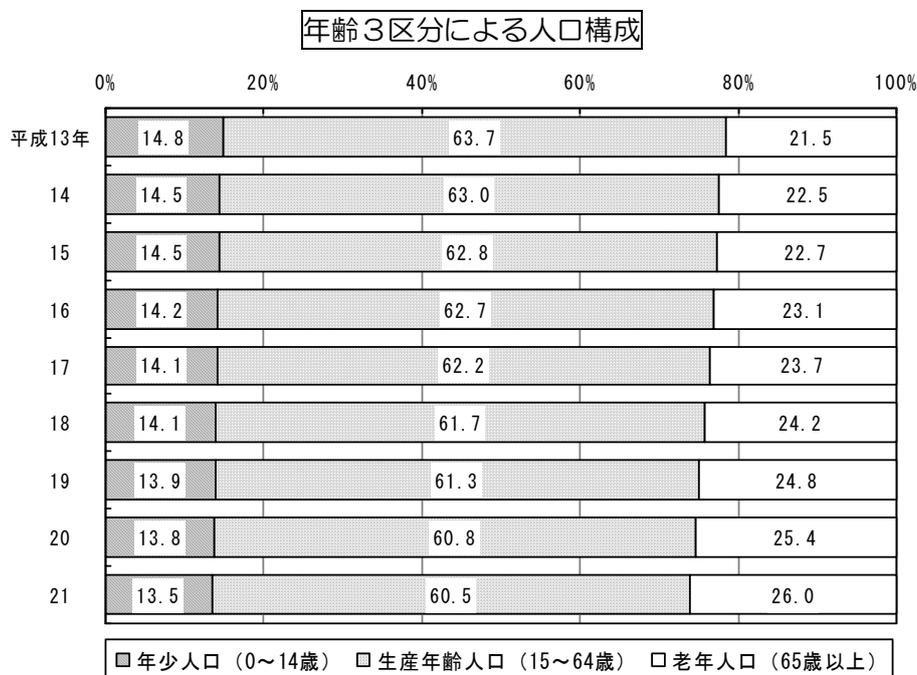


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



沼田市の人口構成（年齢3区分）をみると、年少人口（0～14歳）の割合は年々減少し、平成21年は、13.5%となっています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあり、平成21年は26.0%となっています。

年少人口が減少し、老年人口が増加となる少子高齢化が進行していることが伺えます。

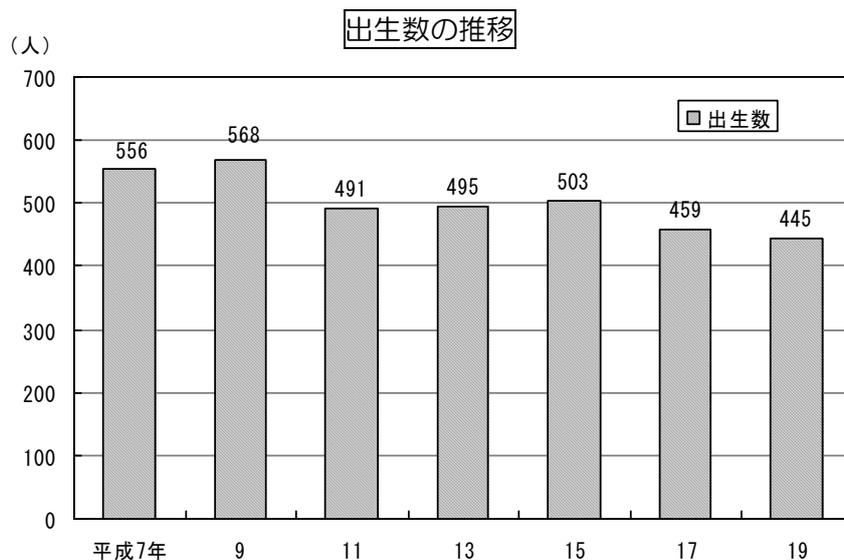


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## （2）出生の動向

### ① 出生数の推移

沼田市の出生数は、平成7年から平成9年にかけて増加となっていますが、平成11年以降の出生数は減少となっています。平成19年には445人となっています。

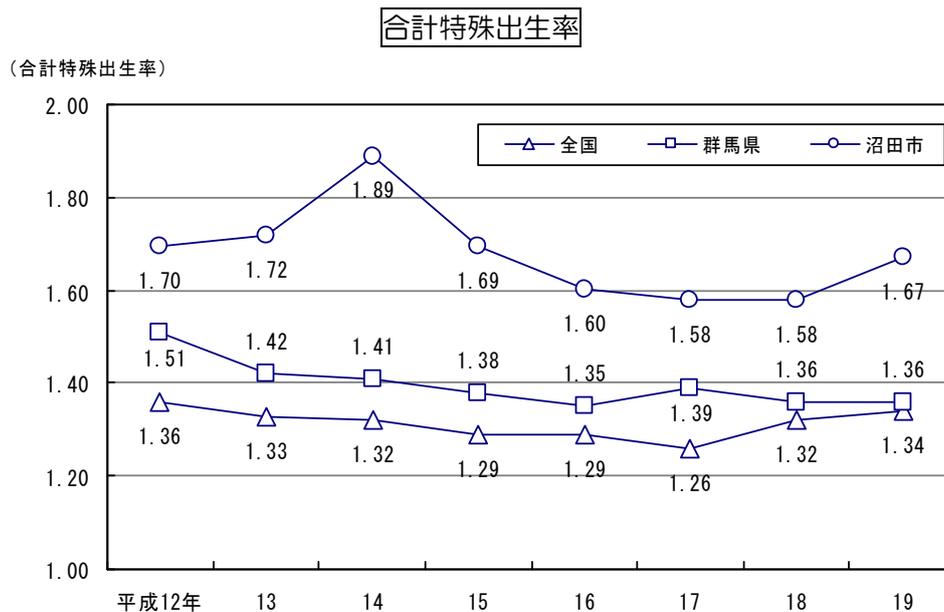


資料：人口動態総覧

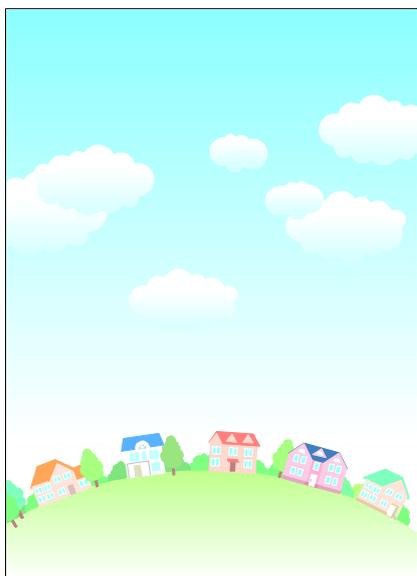
## ② 合計特殊出生率の推移

沼田市の合計特殊出生率は、平成14年から平成18年までは減少傾向にありましたが、平成19年には1.67と平成18年よりも0.9ポイント増加となっています。しかし、人口置換水準からは下回る状況が続いています。

沼田市と全国、群馬県を比較すると沼田市の合計特殊出生率は高い数値となっています。



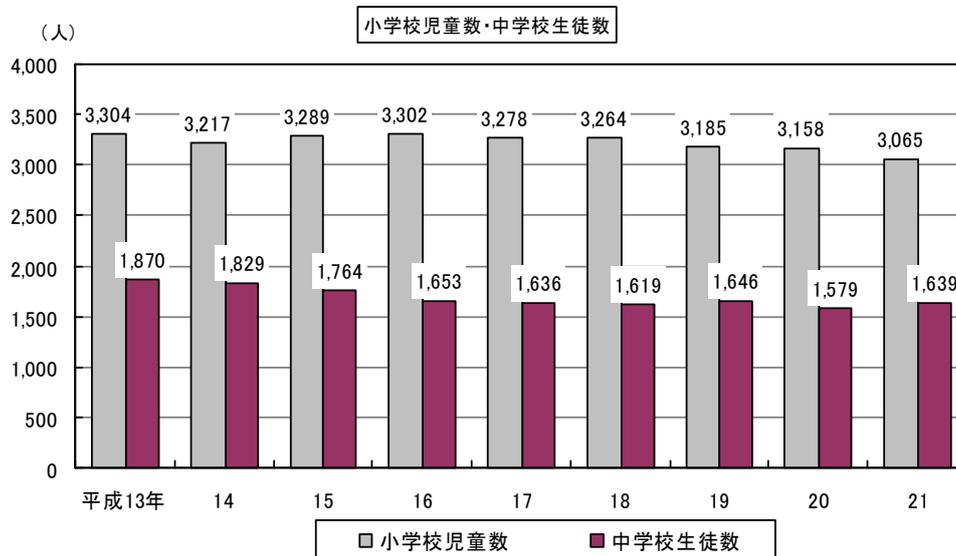
資料：群馬県健康福祉課「人口動態調査」



### (3) 児童数・生徒数の推移

沼田市の小学校児童数・中学校生徒数の推移をみると、どちらも年々減少していることがわかります。

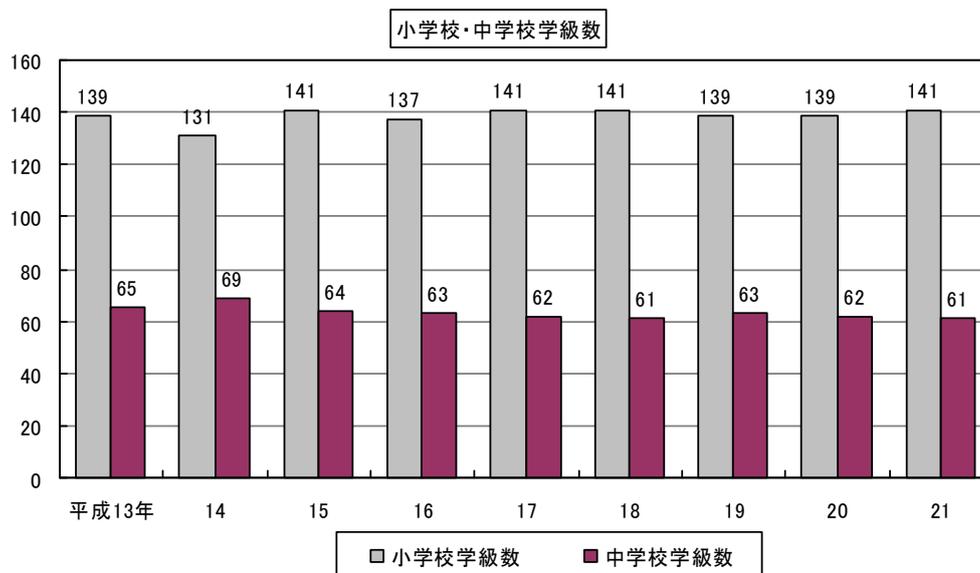
平成13年の小学校児童数は3,304人でしたが、平成21年には3,065人と8年間で239人の減少となっています。学級数においては、児童数・生徒数の推移に伴い、多少の変動はありますが、平成21年では、小学校141学級、中学校61学級となっています。



#### ■児童生徒数（人）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
小学校児童数	3,304	3,217	3,289	3,302	3,278	3,264	3,185	3,158	3,065
中学校生徒数	1,870	1,829	1,764	1,653	1,636	1,619	1,646	1,579	1,639

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



#### ■学級数

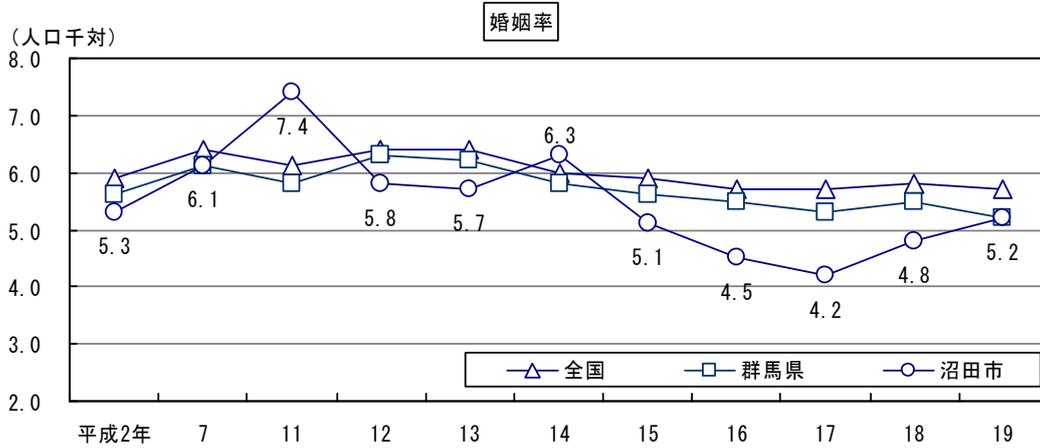
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
小学校学級数	139	131	141	137	141	141	139	139	141
中学校学級数	65	69	64	63	62	61	63	62	61

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 婚姻の動向

① 婚姻率の比較

沼田市の婚姻率をみると、平成11年に全国や群馬県よりも高い数値となりましたが、平成12年以降は婚姻率が減少しています。平成17年以降は増加し、平成19年は、5.2となっています。

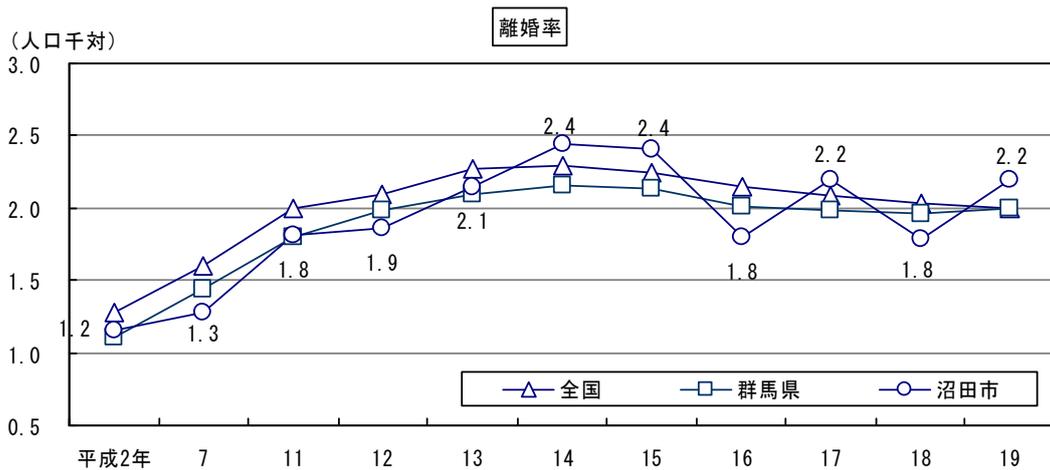


婚姻率	H2	H7	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	5.9	6.4	6.1	6.4	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7
群馬県	5.6	6.1	5.8	6.3	6.2	5.8	5.6	5.5	5.3	5.5	5.2
沼田市	5.3	6.1	7.4	5.8	5.7	6.3	5.1	4.5	4.2	4.8	5.2

資料：人口動態統計概況

② 離婚率の比較

沼田市の離婚率は、平成2年から平成14年にかけて増加しましたが、平成15年以降は減少と増加を繰り返しています。平成19年は2.2となり、母子(父子)家庭の増加が伺えます。



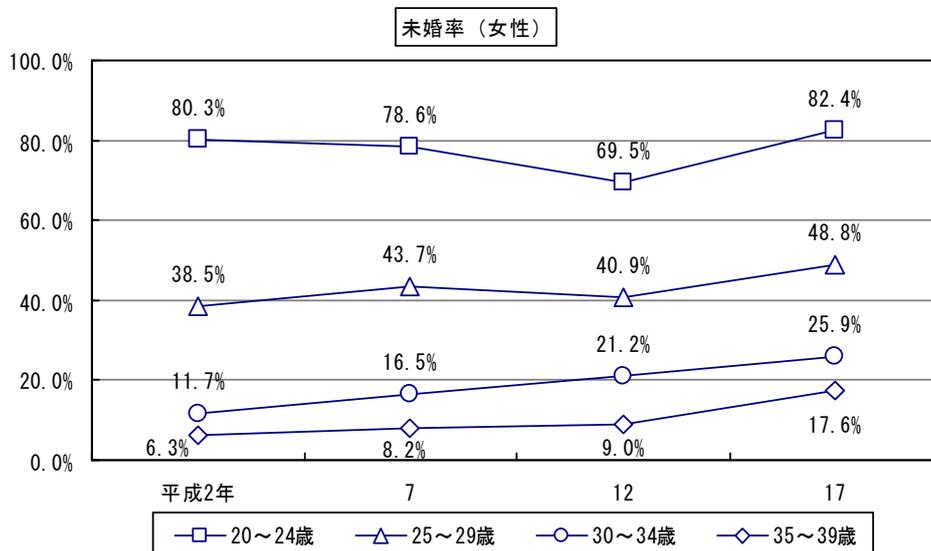
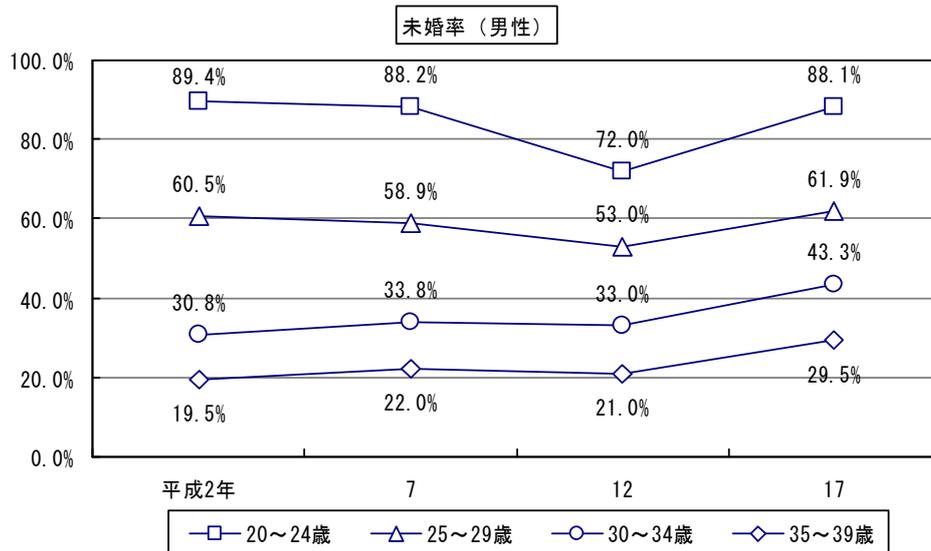
離婚率	H2	H7	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	1.3	1.6	2.0	2.1	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0
群馬県	1.1	1.4	1.8	2.0	2.1	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
沼田市	1.2	1.3	1.8	1.9	2.1	2.4	2.4	1.8	2.2	1.8	2.2

資料：人口動態統計概況

### ③ 未婚率の比較

沼田市の男性の未婚率をみると、各年齢層ともに増加しています。各年齢層の中でも30～34歳は平成2年から平成17年にかけて、12.5ポイントの増加となっています。

女性の未婚率をみると、25～34歳までの年齢層で未婚率が増加しています。男女ともに年々晩婚化の傾向が高くなっています。

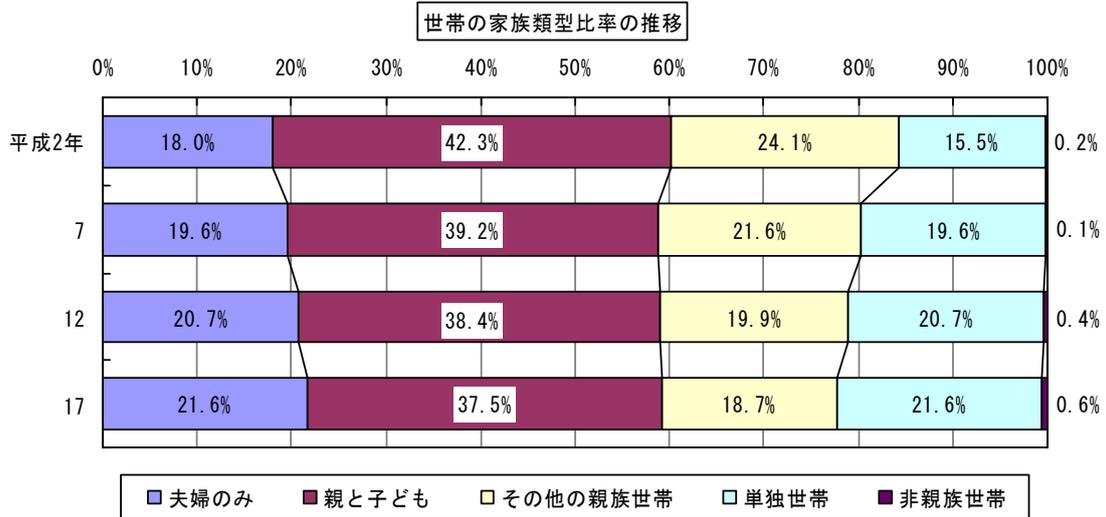


資料：国勢調査

## 2. 子育て家庭の状況

### (1) 家族形態の変化

世帯の家族類型比率をみると、夫婦のみの世帯が年々増加し、親と子ども同居世帯が減少していることがわかります。

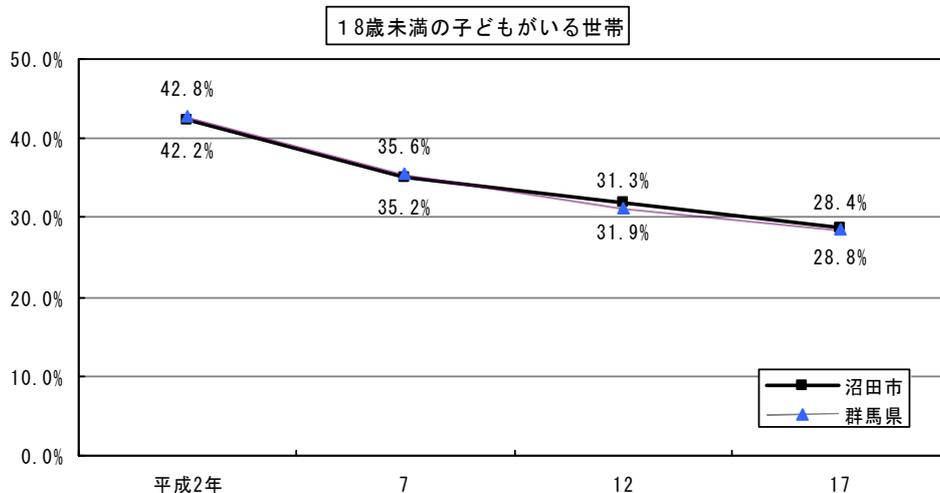


資料：国勢調査

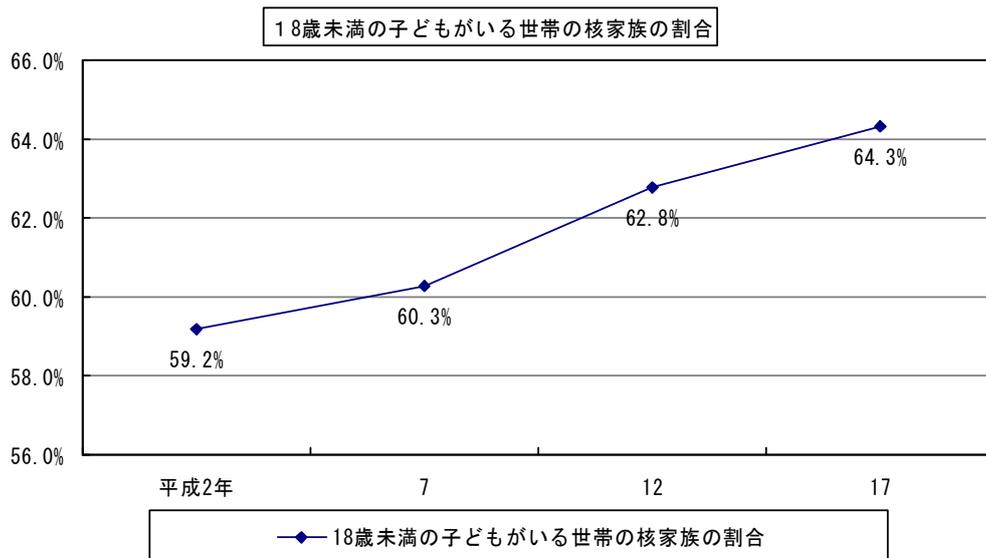
### (2) 18歳未満の子どもがいる世帯

18歳未満の子どもがいる世帯をみると、年々減少しています。平成2年には42.8%でしたが、平成17年は28.4%と14.4ポイントの減少となっています。

また、核家族の割合は、年々増加傾向にあり、平成17年には、64.3%となっています。少子化が進み、子どものいる世帯が減少していることが伺えます。



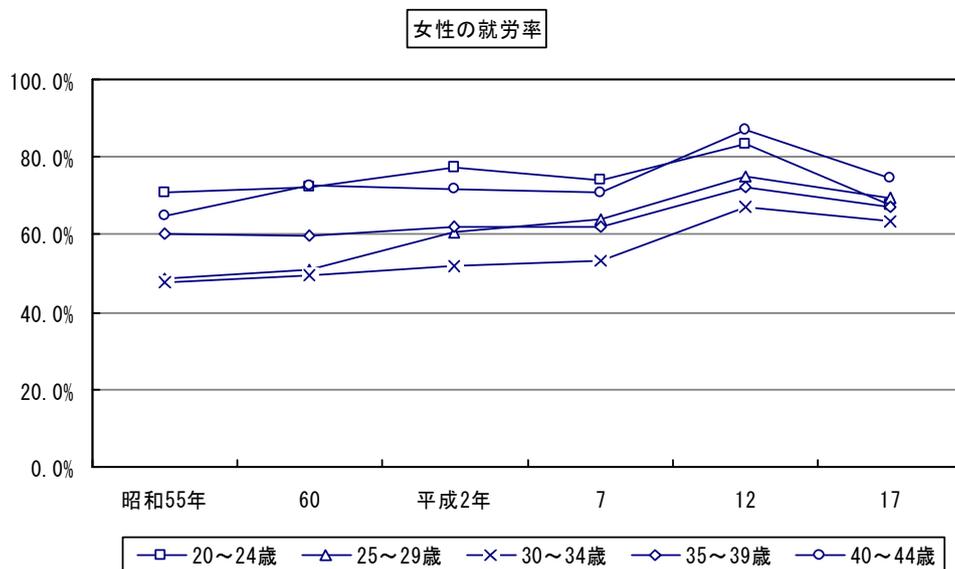
資料：国勢調査



資料：国勢調査

### (3) 女性の就労状況

女性の就労率は、各年齢層とも年々増加となっていました。平成12年から平成17年にかけて減少しています。



就労率	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
20～24歳	70.9%	72.2%	77.2%	73.9%	83.5%	67.6%
25～29歳	48.6%	50.8%	60.5%	63.9%	74.8%	69.4%
30～34歳	47.7%	49.6%	51.9%	53.4%	67.0%	63.2%
35～39歳	60.0%	59.9%	61.9%	62.2%	72.4%	67.1%
40～44歳	64.8%	72.9%	71.6%	70.6%	87.2%	74.5%

資料：国勢調査

### 3. 子育て支援サービスの状況

#### (1) 保育園の状況

沼田市内には、公立、私立の保育園・認定こども園あわせて12の施設があります。それぞれ、平日通常保育を行っています。また、一部の保育園では延長保育や一時保育を行なっています。

##### ■ 保育園の概要

名称	公立・私立	所在地	開設
ぬまた南保育園	公立	東原新町 1,411-5	平成13年4月1日
ぬまた東保育園	公立	上原町 1,801-66	昭和48年4月1日
川田保育園	公立	下川田町 540	昭和47年1月1日
白沢保育園	公立	白沢町高平 20	昭和41年10月1日
利根保育園	公立	利根町大楊 1,078-2	昭和43年4月12日
多那保育園	公立	利根町輪組 890-5	昭和47年6月1日
横塚保育園	私立	横塚町 1,223-1	昭和44年4月1日
熊の子保育園	私立	戸鹿野町 578-3	昭和36年6月1日
沼田恵保育園	私立	清水町 4,330	昭和52年4月1日
桜ヶ丘保育園	私立	桜町 4,798	昭和55年4月1日
ちぐさ保育園	私立	柳町 396-4	平成20年4月1日
認定こども園沼田保育舎	私立	坊新田町 1,105-3	平成20年4月1日

資料：社会福祉課（平成21年4月1日現在）

##### ■ 保育園の利用内容

名称	受入れ年齢	定員	通常保育時間（最長保育時間）平日	延長保育	一時保育
ぬまた南保育園	6か月～	100	8:30～16:30（7:30～18:30）	18:30～19:00	○
ぬまた東保育園	1歳～	60	8:30～16:30（7:30～18:30）	—	—
川田保育園	1歳～	60	8:30～16:30（7:30～18:30）	—	○
白沢保育園	11か月～	120	8:30～16:30（7:30～18:30）	—	—
利根保育園	1歳～	120	8:30～16:30（7:30～18:30）	—	—
多那保育園	2歳～	30	8:30～16:30（7:30～18:30）	—	—
横塚保育園	11か月～	90	8:00～16:00（7:15～18:15）	18:15～18:45	—
熊の子保育園	6か月～	90	8:00～16:00（7:00～18:00）	18:00～18:30	—
沼田恵保育園	6か月～	130	8:00～16:00（7:00～18:00）	18:00～19:30	○
桜ヶ丘保育園	6か月～	90	8:00～16:00（7:30～18:30）	18:30～19:00	—
ちぐさ保育園	6か月～	60	8:30～16:30（7:30～18:30）	18:30～19:00	—
認定こども園沼田保育舎	2歳～	20	8:30～15:30（7:30～18:30）	18:30～19:00	—

資料：社会福祉課（平成21年4月1日現在）

保育園別の入園児童数の推移をみると、若干増加していることがわかります。  
年齢別入園児童数は3歳児～5歳児が多く、0歳児の入園児童数も合計で17人となっています。

#### ■保育園別入園児童数

名称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
ぬまた南保育園	112	114	114	112	112
ぬまた東保育園	67	67	69	69	68
川田保育園	45	45	65	67	68
白沢保育園	119	120	125	137	132
利根保育園	105	105	104	100	92
多那保育園	32	32	35	24	23
横塚保育園	97	81	93	96	94
熊の子保育園	102	99	98	102	102
沼田恵保育園	135	139	148	147	149
桜ヶ丘保育園	100	104	97	103	103
ちぐさ保育園				37	68
認定こども園沼田保育舎				13	23
合計	914	906	948	1007	1,034

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

#### ■保育園別年齢別入園児童数

名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
ぬまた南保育園	3	15	19	20	27	28	112
ぬまた東保育園	0	11	7	12	15	23	68
川田保育園	0	6	8	17	21	16	68
白沢保育園	1	7	18	32	38	36	132
利根保育園	0	5	8	19	35	25	92
多那保育園	0	0	1	9	9	4	23
横塚保育園	1	14	17	20	23	19	94
熊の子保育園	4	15	21	17	20	25	102
沼田恵保育園	4	21	25	28	38	33	149
桜ヶ丘保育園	1	14	21	24	22	21	103
ちぐさ保育園	3	14	17	17	10	7	68
認定こども園沼田保育舎	0	0	10	7	2	4	23
合計	17	122	172	222	260	241	1,034

資料：社会福祉課（平成21年4月1日現在）

## (2) 幼稚園の状況

沼田市の幼稚園は、3歳児～5歳児が利用する施設で公立、私立をあわせて、8施設あり、入園率は、公立が高くなっています。

幼稚園児の入園児童数は、年々減少して平成21年では605人となっています。

## ■ 幼稚園の施設数

名称	公立・私立	定員	入園児童数	入園率	利用者数内訳		
					3歳	4歳	5歳
榛名幼稚園	公立	90	47	52.2%	14	14	19
利南幼稚園	公立	90	48	53.3%	13	20	15
利南東幼稚園	公立	90	39	43.3%	10	17	12
池田幼稚園	公立	90	34	37.8%	6	14	14
薄根幼稚園	公立	180	99	55.0%	30	32	37
ちぐさ幼稚園	私立	360	123	34.2%	37	48	38
沼田幼稚園	私立	400	192	48.0%	59	66	67
恵泉幼稚園	私立	80	23	28.8%	7	5	11

資料：学校基本調査（平成21年5月1日現在）

## ■ 幼稚園別入園児童数

名称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
榛名幼稚園	48	54	56	48	47
利南幼稚園	58	59	49	51	48
利南東幼稚園	75	67	57	45	39
池田幼稚園	48	46	45	38	34
薄根幼稚園	118	115	115	101	99
ちぐさ幼稚園	155	136	118	127	123
沼田幼稚園	255	232	233	214	192
恵泉幼稚園	32	35	32	25	23
合計	789	744	705	649	605

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (3) 学童保育の状況

学童保育の施設数は、10 施設あり、入所児童数は、低学年の入所児童数が多く、高学年では少なくなっています。また、入所児童数の推移をみると年々増加して平成 21 年では 364 人となっています。

## ■学童保育

名称	所在地
沼田学童保育所	東原新町 1, 931
めぐみ学童クラブ	清水町 4, 330
さくら学童クラブ	西倉内町 746
沼田東学童クラブ	東原新町 1, 801-1
沼田東第2学童クラブ	東原新町 1, 801-1
ちぐさ学童クラブ	柳町 394
しらさわ学童クラブ	白沢町平出 73-1
なでしこ学童クラブ	高橋場町 4, 641-1
池田学童クラブ	発知新田町 538-1
利南東学童クラブ	下久屋町 679

資料：社会福祉課（平成21年5月1日現在）

## ■施設別入所児童数

名称	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
沼田学童保育所	10	9	11	8	5	8	51
めぐみ学童クラブ	21	12	15	11	6	0	65
さくら学童クラブ	8	6	10	5	5	1	35
沼田東学童クラブ	0	12	10	10	6	3	41
沼田東第2学童クラブ	10	2	0	0	0	0	12
ちぐさ学童クラブ	14	11	18	9	8	1	61
しらさわ学童クラブ	11	7	7	1	0	0	26
なでしこ学童クラブ	20	5	5	2	1	0	33
池田学童クラブ	5	7	0	5	1	2	20
利南東学童クラブ	9	6	5	0	0	0	20
合計	108	77	81	51	32	15	364

資料：社会福祉課（平成21年5月1日現在）

## ■入所児童数の推移

名称	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
沼田学童保育所	71	62	56	53	51
めぐみ学童クラブ	76	71	73	70	65
さくら学童クラブ	29	43	47	42	35
沼田東学童クラブ	33	36	44	45	41
沼田東第2学童クラブ					12
ちぐさ学童クラブ	29	46	66	66	61
しらさわ学童クラブ	16	27	25	23	26
なでしこ学童クラブ		10	22	29	33
池田学童クラブ				11	20
利南東学童クラブ					20
合計	254	295	333	339	364

資料：社会福祉課（各年5月1日現在）

## (4) 乳幼児健康診査・家庭訪問・予防接種の状況

乳幼児健康診査の実施状況は、9割以上の方が毎年健診を受診しています。また、乳幼児、妊産婦の家庭訪問の実績も年々増加の傾向にあります。

予防接種に関しては、対象者の8割以上の方が受けています。

## ■乳幼児健康診査の状況

区分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
4か月児	対象人員	429	391	467	422	448
	実施人員	299	360	445	404	429
10か月児	対象人員	422	413	486	422	443
	実施人員	406	392	458	398	426
1歳6か月児	対象人員	420	424	447	468	437
	実施人員	394	397	420	440	423
3歳児	対象人員	445	421	489	494	459
	実施人員	409	388	454	455	436

資料：健康課

## ■家庭訪問の状況

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
乳児	239	204	243	243	246
幼児	87	57	49	92	123
妊産婦	232	198	207	229	216

資料：健康課

## ■予防接種の状況

区分	ワクチン名	平成20年度接種数	接種率	
乳幼児	ポリオ	823	81.6	
	三種混合	1,807	82.5	
	麻しん風疹混合	第1期	411	97.6
		第2期	447	93.9
	日本脳炎※	11	0.2	
	BCG	425	97.5	
児童・生徒	二種混合	506	89.2	
	日本脳炎※	0	0	
	麻しん風疹混合	第3期	479	91.1
		第4期	450	85.4

資料：健康課

※「定期的予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて（勧告）」平成17年5月30日原労相通知により実績なし。

### (5) 図書館利用者の状況

図書館の利用者数は、児童、学生ともに平成18年以降は減少しています。

貸出冊数も同様に、平成18年以降減少傾向となっています。

区分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
図書館利用者数	児童	45,793	44,022	43,299	40,700	38,635	36,154
	学生	6,588	6,664	7,545	6,674	5,174	4,456
図書貸出冊数	児童	123,988	122,558	125,670	123,799	121,839	117,189
	学生	14,227	14,022	15,737	14,335	11,323	10,196

資料：図書館（各年度末）

### (6) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は年々増加して、平成20年の会員数合計は163人となっています。しかし、平成20年の利用件数については、平成19年に比べ減少しています。

		平成18年	平成19年	平成20年
会 員 数	依頼会員	39	80	130
	提供会員	26	24	24
	両方会員	5	8	9
	合 計	70	112	163
利 用 件 数		14	101	71

資料：社会福祉課（各年度末）

### (7) 公園等の遊び場の状況

公園や遊び場の状況は、公園施設数は17施設、緑地等（その他公園）施設数は11施設の合計28施設となっています。

#### ■公園（か所）

区 分	施設数
都市公園	17
緑地等（その他公園）	11

資料：都市計画課



## (8) 子どもをめぐる問題

子どもへの虐待行為や子どもが巻き込まれる犯罪などは年々増加しています。児童虐待に関する相談件数は平成20年に13件の報告がありましたが、相談を寄せていない例もありますので、安心はできません。また、いじめや不登校に関する件数も増加しています。地域で子どもたちを見守ることが重要になっています。

## ■児童虐待相談件数

区分	平成18年	平成19年	平成20年
児童虐待相談件数	29	12	13

資料：家庭児童相談室で取り扱った相談（各年度末）

## ■いじめ・不登校状況

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
いじめ件数	1	35	62	9
不登校件数	29	37	51	33

資料：文部科学省調査（各年度末）

## ■少年犯罪検挙状況

区分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
年齢別検挙数	14歳未満	7	5	5	14	12
	14歳～15歳	23	13	5	3	4
	16歳～17歳	33	20	9	7	20
	18歳～19歳	15	8	4	13	5
	計	78	46	23	37	41
犯罪別検挙数	凶悪犯	0	1	0	0	0
	粗暴犯	14	6	3	3	10
	窃盗犯	49	28	14	20	18
	知能犯	0	0	0	0	0
	風俗犯	0	1	0	0	0
	その他	15	10	6	14	13
	計	78	46	23	37	41
ぐ犯不良行為の補導数	家出	4	0	2	0	0
	怠学	7	0	0	6	5
	怠業	0	0	0	0	0
	不純異性交遊	0	0	4	0	0
	飲酒	39	25	18	15	14
	喫煙	266	202	127	84	64
	不健全娯楽	0	2	0	0	0
	深夜はいかい	357	319	266	151	96
	薬物乱用	0	0	0	0	0
	暴走行為	66	49	8	23	36
	その他	330	69	43	78	35
	計	1,069	666	468	357	250

資料：沼田警察署管内（各年度末）

## 4. ニーズ調査の概要

### (1) 調査の概要

本調査は、沼田市に在住の就学前児童（0歳～5歳）及び就学児童（小学1年生～小学6年生）のいる世帯について抽出調査を行いました。

区 分	就学前児童	小学生
調査対象地域	沼田市全域	
調査形式	アンケート調査	
配布・回収方法	手渡し配布・回収（一部、郵送配布・回収）	
調査期間	平成21年2月16日～平成21年2月27日迄	

### ■ 回収結果

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,145	824	72.0%
就学児童	1,355	1,301	96.0%
合計	2,500	2,125	85.0%



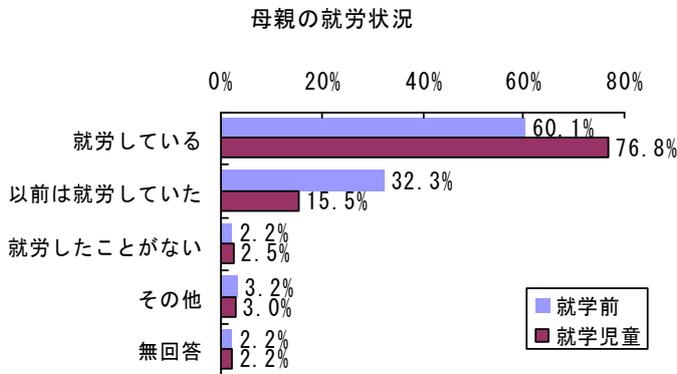
(2) 調査結果の概要

① 母親の就労状況

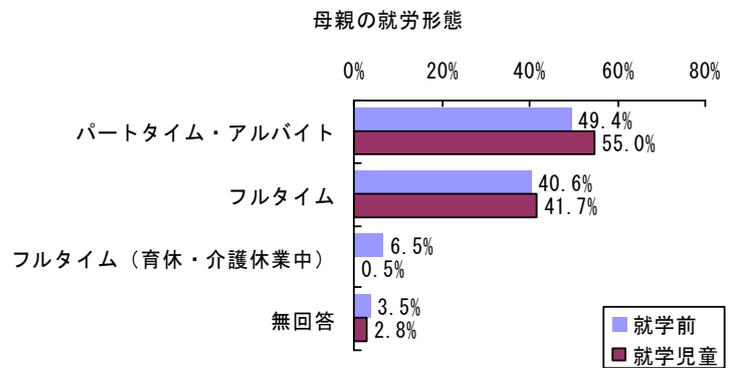
「就労している」の回答が就学前（60.1%）、小学生（76.8%）ともに多く、就労形態はパートタイム、フルタイムが多くなっています。

未就労者の今後の就労希望は、「有」と回答した方が就学前で 93.2%、小学生では 75.4%と大半の母親が就労を希望し、就労形態としては、「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。現状では、就労していない方（専業主婦（夫）等）も子どもがある程度大きくなったら就労したいとする母親も多く、今後、現在の専業主婦の方も就労し、共働き家庭になることが見込まれます。

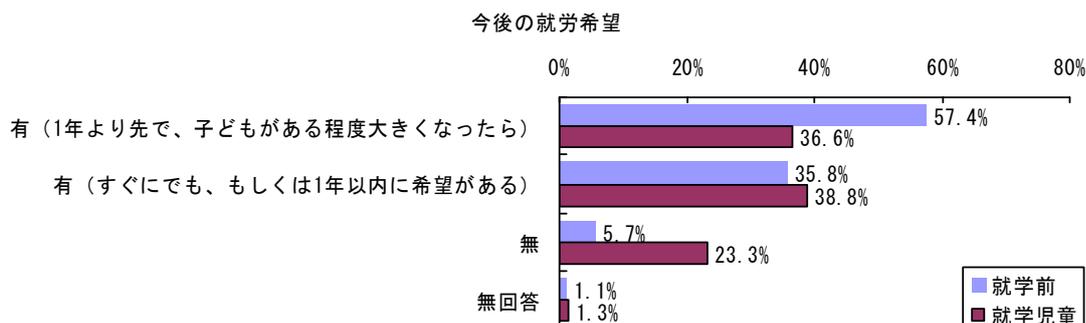
■ 母親の就労状況



■ 母親の就労形態



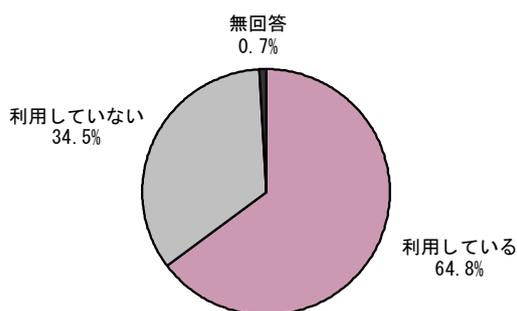
■ 今後の就労希望



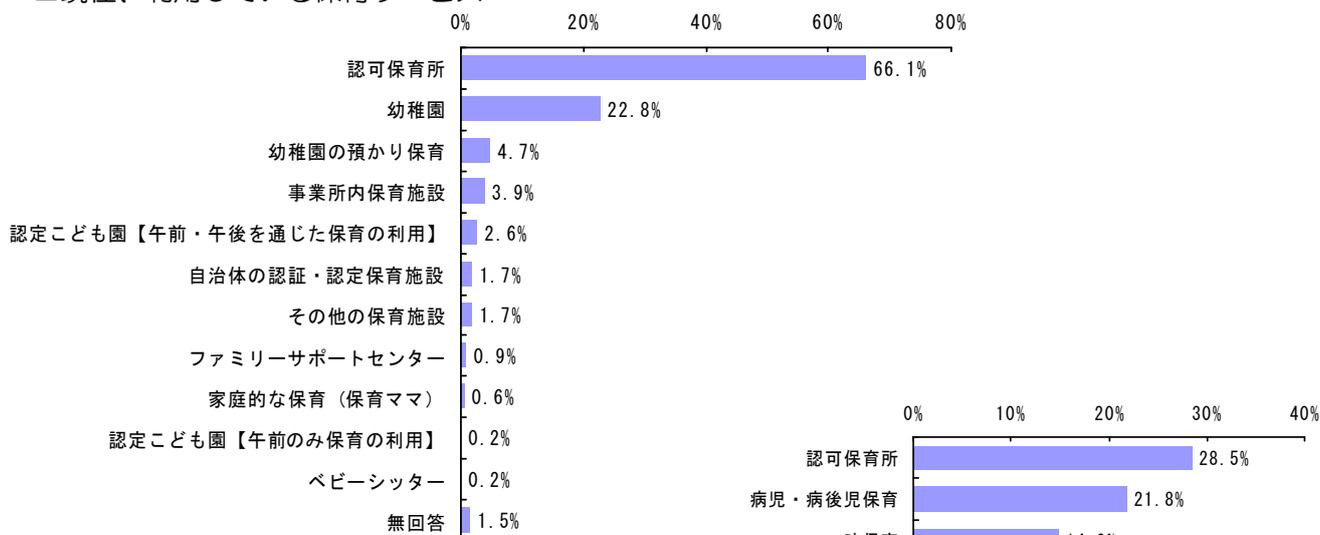
## ② 保育サービスの利用状況

「利用している」が64.8%、「利用していない」が34.5%と、利用の有無については利用している方が多い割合となっています。「利用している」のは「認可保育所」が66.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が22.8%となっています。今後の利用したいサービスは「認可保育所」が28.5%と多く、次いで「病児・病後児保育」、「一時保育」となっています。利用したい理由としては、「そのうち就労したいと考えている」が27.7%と多く、次いで「現在就労している」が25.8%となっており、合わせて5割以上が就労の都合により保育サービスを利用したいと回答しています。

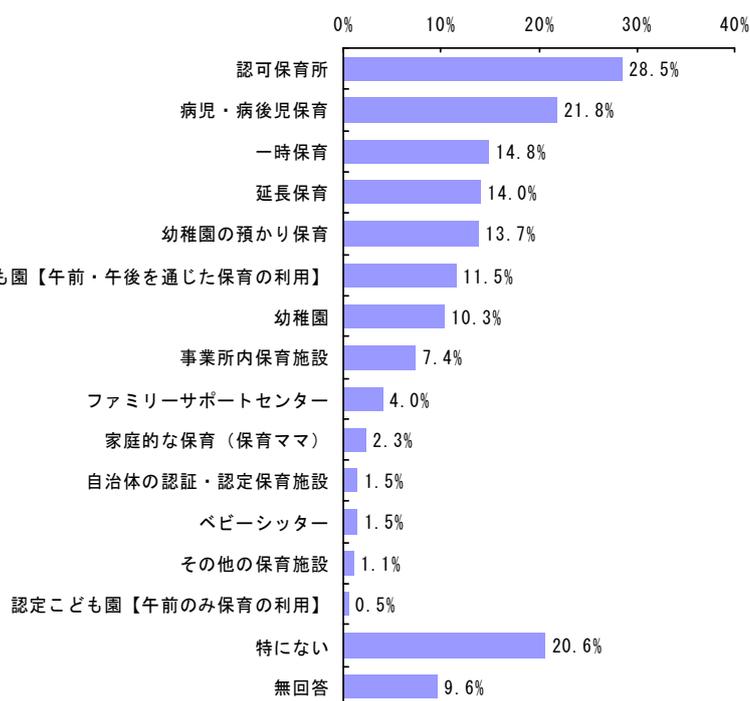
### ■保育サービスの利用について



### ■現在、利用している保育サービス



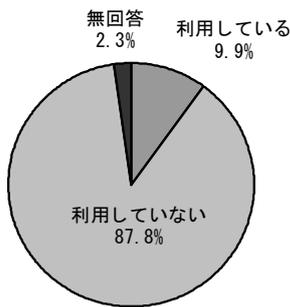
### ■今後、利用したい保育サービス



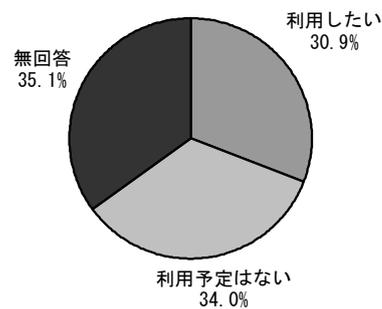
### ③ 学童保育の利用状況

利用者が9.9%、未利用者が87.8%。利用の理由は「現在就労している」が91.5%で大半を占めています。未利用の理由は、「現在就労していないから」が23.1%と多くなっています。今後の利用意向は、現在利用していない人のうち、9.0%が今後「利用したい」と回答しています。また、来年度就学予定の児童を持つ保護者の方の利用意向については、「利用したい」が30.9%、「利用予定はない」が34.0%となっています。

■学童保育の利用について



■来年度就学予定の児童の利用意向

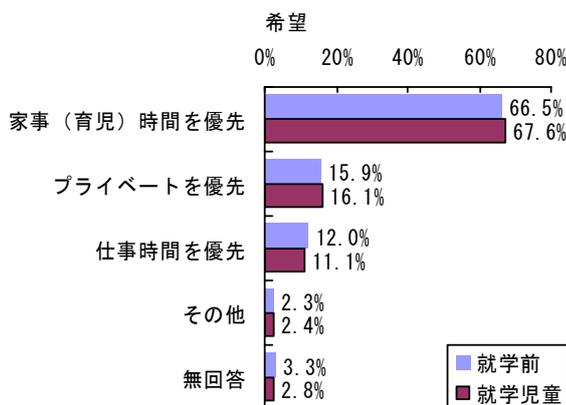


### ④ 仕事と子育て・家事について

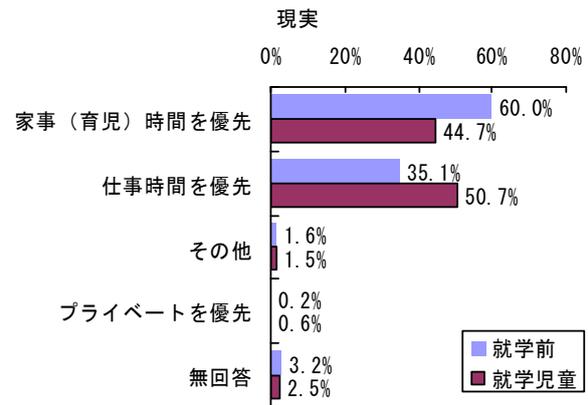
生活の中の時間で最も優先させたい希望は、就学前、小学生ともに「家事(育児)」が6割以上となっています。現実としては小学生で、「仕事」を優先している割合が高く、5割強と半数近い割合となっています。

■仕事と子育て・家事について

◎希望

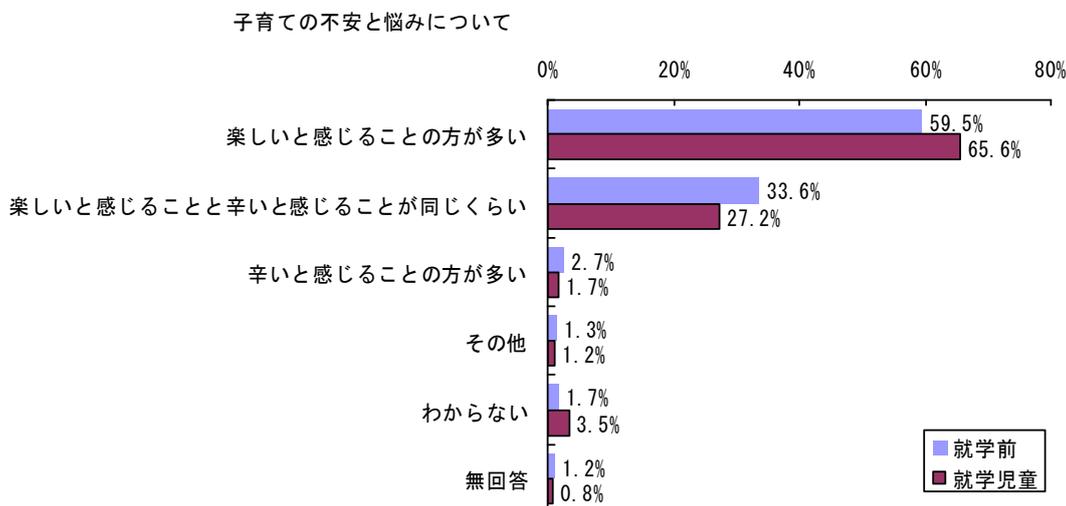


◎現実



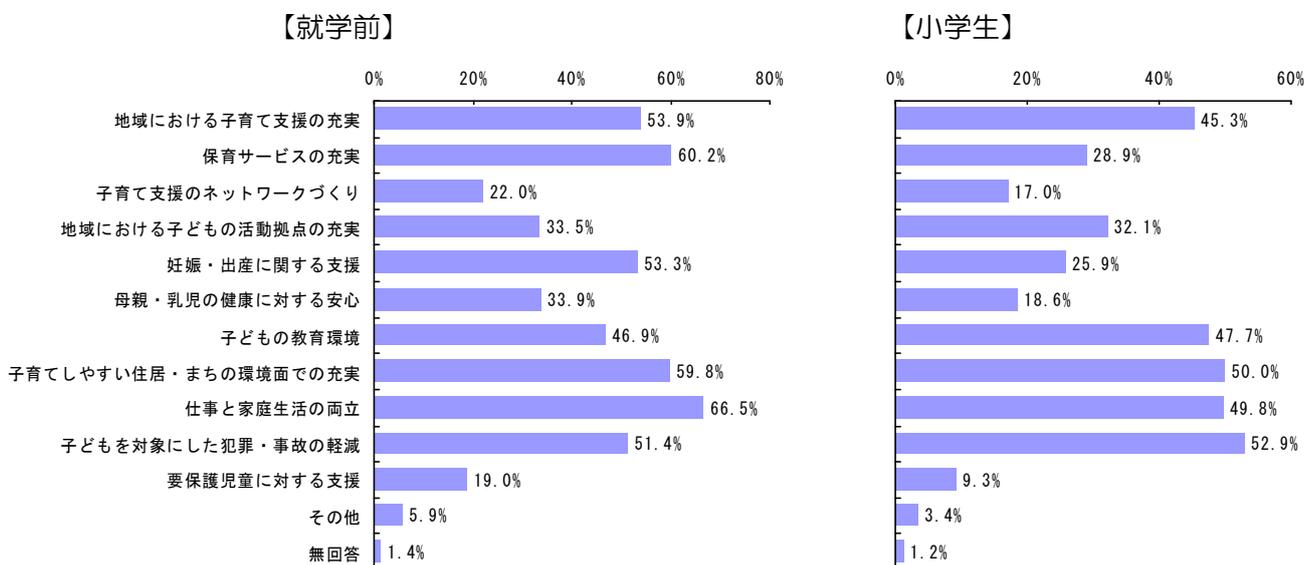
### ⑤ 子育ての不安と悩みについて

子育てに関して不安や負担などを感じていますかについて、「辛いと感じることの方が多い」割合が「就学前」では2.7%、「小学生」では1.7%と少ない割合となっていますが、子どもが就学しても辛さが変わらないことが伺えます。一方、「楽しいと感じることの方が多い」ではともに約5割以上の回答となっています。



### ⑥ 子育てをする中で有効な支援や対策について

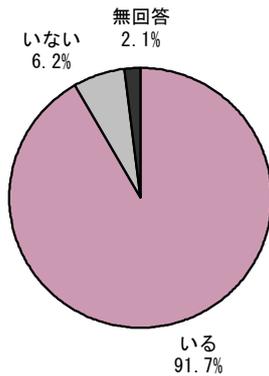
就学前では「仕事と家庭生活の両立」が6割以上、小学生では「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」についても5割以上と回答が最も多くなっています。また、「保育サービスの充実」や「子育てしやすい住居、まちの環境面での充実」についても、回答が多く、必要性の高い施策であることが伺えます。現在子育てで辛さを感じている保護者では、辛さを解消するために必要なこととして「仕事と家庭生活の両立」がともに5割強となっており、仕事と家庭の両立の難しさが伺える結果となっています。



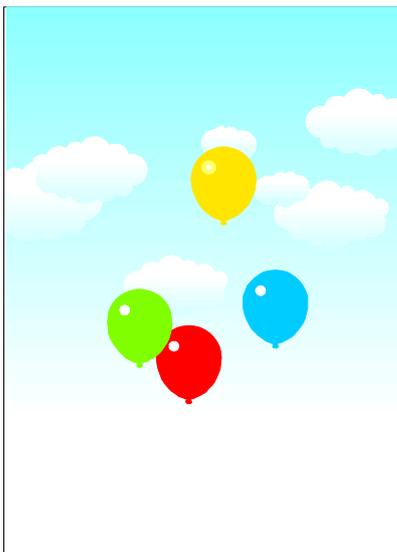
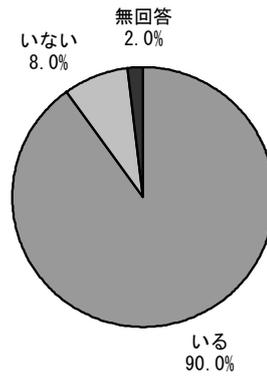
⑦ 子育てに関する相談相手の有無について

ともに9割以上が「いる」と回答していますが、「いない」については「就学前」が6.2%であるのに対し、「小学生」では8.0%と子どもの成長に伴い相談相手のいない割合が多くなる傾向が伺えます。子育てに関する相談相手については、「就学前」「小学生」ともに「親や家族」、「近所の人・友人」と身近でより親しみやすい人に相談している方が多くなっています。

【就学前】



【小学生】



## 5. 前期計画事業実績

前期計画の目標年度である平成21年度までの「特定14事業」について、平成20年度末時点の実績は次のとおりです。

事業名	H16年度末 実施状況(A)	21年度目 標(B)	H20末実 績(C)	目標達成度 (D)=C/B
1 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(派遣型))	未設定	未設定		
2 ファミリー・サポート・センター事業	0か所	1か所	1か所	100.0%
3 放課後児童健全育成事業	6か所	8か所	8か所	100.0%
4 子育て短期支援事業(ショートステイ)	未設定	未設定		
5 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	未設定	未設定		
6 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	1か所	1か所	1か所	100.0%
7 一時保育事業	2か所	4か所	3か所	75.0%
8 特定保育事業	2か所	4か所	3か所	75.0%
9 つどいの広場事業	未設定	未設定		
10 地域子育て支援センター事業	1か所	1か所	2か所	200.0%
11 通常保育	10か所	12か所	12か所	100.0%
12 延長保育	4か所	9か所	7か所	77.0%
13 休日保育	未設定	今後検討		
14 夜間保育	未設定	未設定		





---

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

---

## 1. 策定に当たっての基本的な視点

### (1) 子どもの視点

すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されるよう、子どもの視点にたって健全育成のための様々な取組を進めます。

### (2) 子育て家庭を支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。すべての子どもが幸せに育つために、親が心身ともにゆとりをもって子育てができる環境づくりや子育ての基本である親と子の健康を確保する取組を進めます。また、子育てと仕事が両立できる環境整備を支援するだけでなく、子育てをしているすべての家庭を支援します。

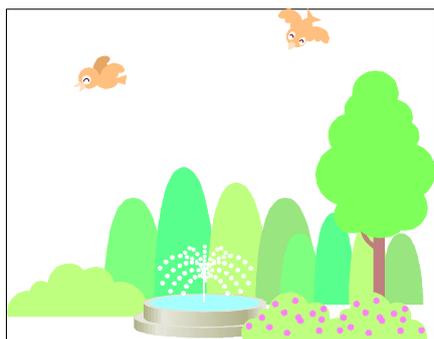
### (3) 地域全体で子育てを支援する視点

地域社会の一員である子どもを健やかに育てるために、家庭はもとより地域が子育てに重要な役割を担う必要があります。子どもも市民の一人であるという認識のもとで、家庭をはじめ、保育園や幼稚園、学校、地域、企業、関係団体、行政などが連携し、それぞれの役割を担いながら、社会全体で子育てを支援する視点にたった取組を進めます。

## 2. 基本理念

沼田市の次世代育成支援の目指すべき方向として、地域全体が連携して子育てを応援することで、子どもが元気になり、親が元気になり、地域も活力を得て元気になることを望むことから、前期計画の「子どもが 親が 地域が元気！ みんなで育てる沼田の子」を引き続き基本理念とし、子どもたちが元気で健やかに成長することを応援するまちづくりを目指します。

**子どもが 親が 地域が元気！ みんなで育てる沼田の子**



### 3. 基本目標

#### 1. 親子の健康づくり

子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てるためには、親子ともに健康であることが大切です。子育て家庭に対する保健・医療等の情報提供や相談の機会の提供に努めます。また、食を通じての豊かな人間性の形成や良好な家族関係づくりによる、心身の健全育成を図るため「食育」に関する理解と普及に努めます。

#### 2. 地域における子育ての支援

核家族化の進展や近隣関係とのかかわりが薄れる中で、かつて家族や隣近所が担ってきた子育て機能が低下しつつあります。すべての子育て家庭が喜びを感じ安心して子育てができるよう、利用者のニーズにこたえる保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の情報交換や交流の場、子どもたちが安全に安心して過ごせる場の提供など、きめ細かな子育て支援を地域全体で進める環境づくりに努めます。また、働きながら子育てを行う家庭に対して、子育てを楽しみながら仕事と両立することができるような環境づくりをより一層推進します。

#### 3. 次代を担う心豊かな人づくり

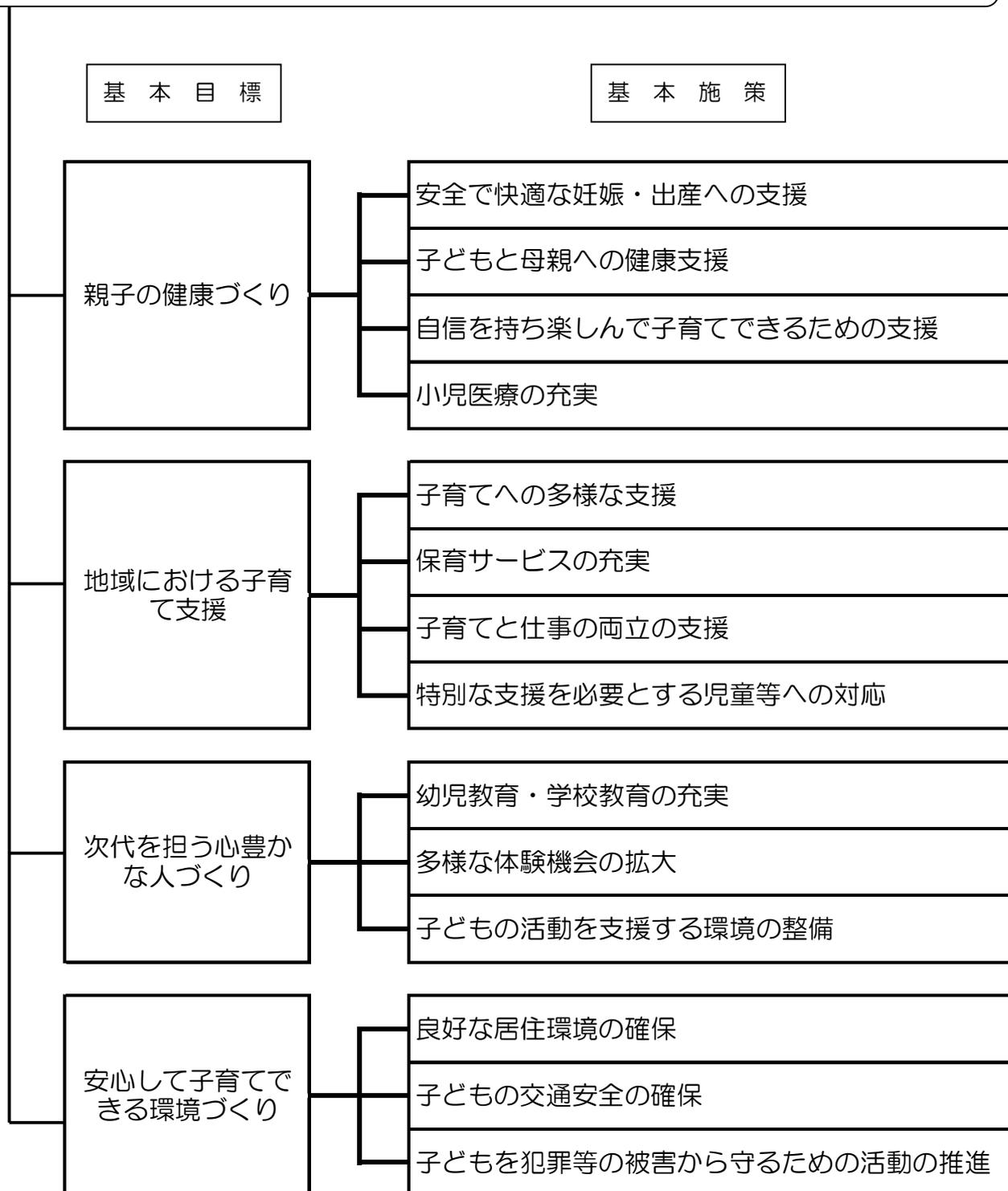
子どもが心豊かに成長し、次代の親として十分に責任を果たせるよう、幼児期からの教育を充実させるとともに、部活動や課外活動、自然体験、社会体験等の様々な体験を得られる機会の充実や子どもの活動を支援する環境の整備に努めます。次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭や学校、地域、行政が連携しながら、教育環境の整備・充実を図るとともに様々な交流活動等を通じて家庭や地域の教育力を総合的に高めるための取組を進めます。

#### 4. 安心して子育てできる環境づくり

子どもの安全確保や道路整備、経済的支援など、子育てしやすい環境をつくるために家庭や学校、福祉施設等において、安全・安心な生活環境の充実を努めます。また、子どもを犯罪などから守るために、地域の防犯活動への協力を行ない防犯体制の充実に努めます。

## 4. 計画の体系

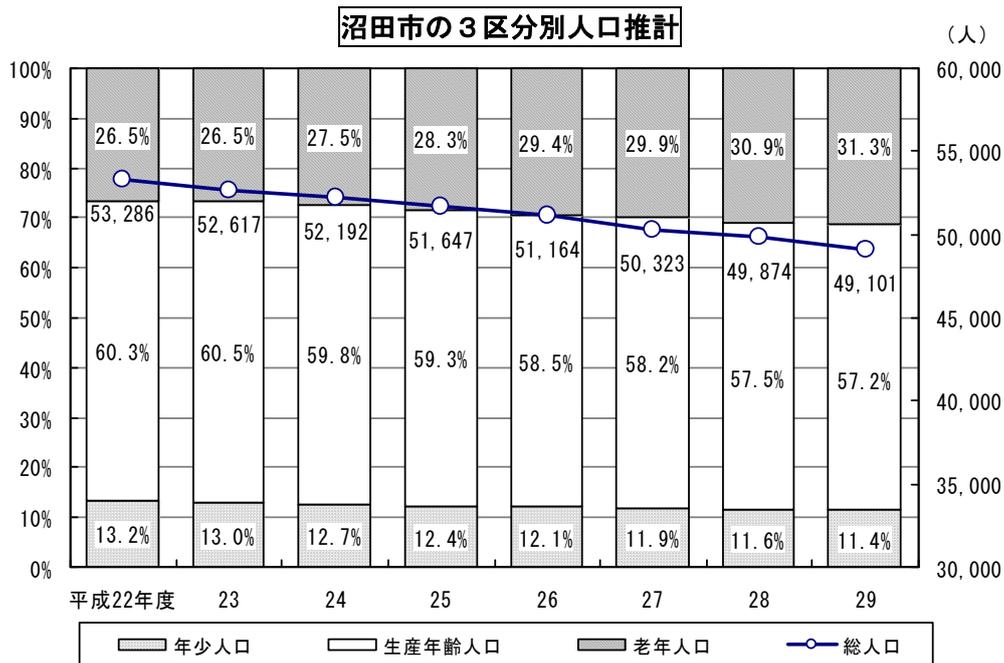
基本理念：子どもが 親が 地域が 元気！ みんなで育てる沼田の子



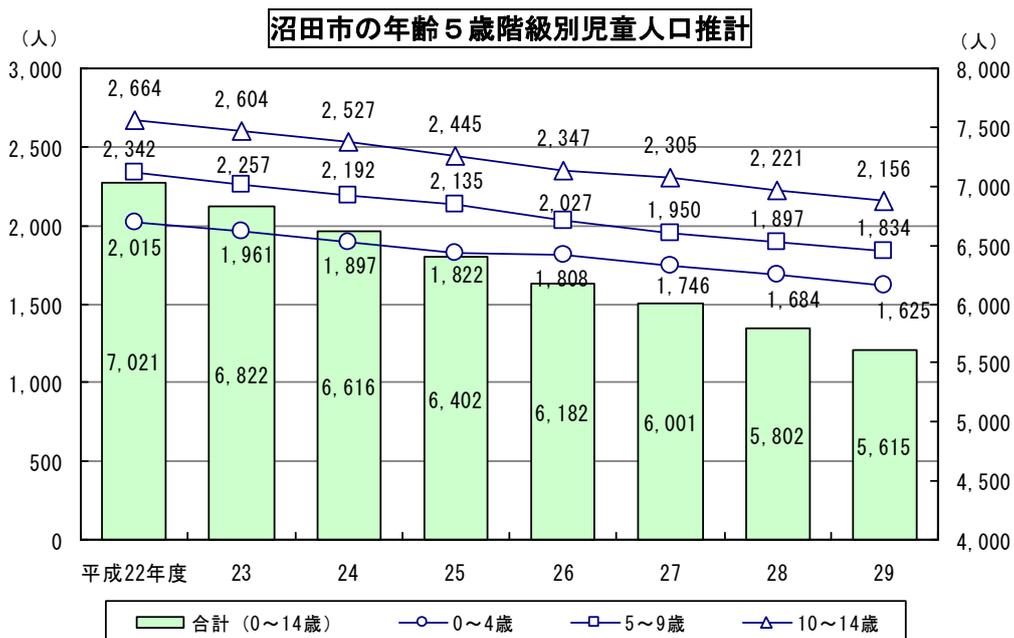
## 5. 人口推計について

沼田市における人口推計をみると、総人口は平成22年以降、年々減少すると予想され、平成26年度には、51,164人と推計されます。年齢3区分の人口構成割合では、年少人口の割合が減少し、高齢人口の割合が増加すると予想され、少子高齢化の傾向がさらに進行すると予想されます。（※住民基本台帳データからコーホート変化率法にて推計しました。）

また、児童人口の推計においても、平成22年以降児童人口は年々減少すると予想されます。



※住民基本台帳データから推計

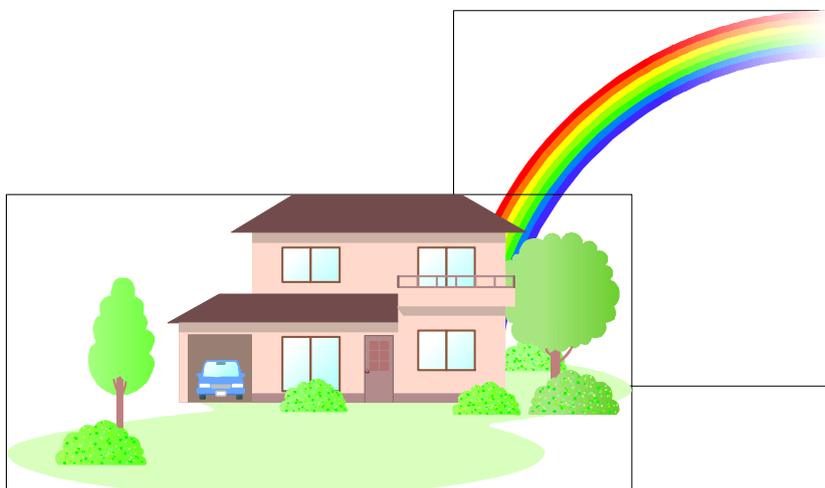


※住民基本台帳データから推計

## 6. 目標事業量

特定事業について、平成26年度の目標事業量は以下のとおりです。

事業名		20年度実績	26年度目標
1	通常保育事業（定員）	970人	1,100人
2	特定保育事業	3か所	3か所
3	延長保育事業	7か所	9か所
4	夜間保育事業	—	0か所
5	トワイライトステイ事業	—	0か所
6	休日保育事業	—	1か所
7	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）	1か所	1か所
	病後児保育事業	1か所	1か所
8	放課後児童健全育成事業	10か所	12か所
9	一時預かり事業	3か所	4か所
10	地域子育て支援センター事業	2か所	2か所
11	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所
12	ショートステイ事業	—	0か所



---

---

## 第4章 計画の内容

---

---

## 基本目標 1 親子の健康づくり

### 基本施策 1 安全で快適な妊娠・出産への支援

女性にとって妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、心やからだに大きな変化をもたらす、精神的に不安定になりやすいものです。

このため、日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理の支援をはじめ、妊産婦の不安の軽減を図るための心の健康支援、家族や職場などにおける妊産婦のメンタルヘルスへの理解の促進、子育てについての知識・技術の習得や体験をする場、妊娠期から子育ての仲間づくりをする機会の提供など、心とからだの両面への支援が重要となります。

また、現在、我が国では医療の進歩などにより、妊産婦や新生児の死亡率は世界的にも低くなっていますが、より安全な妊娠・出産を支援するため、流・早産や低出生体重児の出産などの危険因子となる、妊娠中の喫煙や飲酒を減らす取組が重要となっています。

一方で、現在、10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれており、子どもを持ちたくても持てない人たちへの支援も必要とされています。

市では、マタニティセミナーの充実や父親の育児参加、妊産婦の心とからだの健康づくり、不妊治療への支援等、安全で快適な妊娠・出産を支援します。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
妊婦窓口相談	妊娠時の母胎の変化や妊娠経過に関する保健指導を行い、妊婦の精神的な安定を支援するとともに、安心して出産に臨めるようにする。	健康課
出産育児一時金支給	国民健康保険加入者の妊娠・出産による経費負担を軽減するため、該当者に一時金を支給する。	市民課
妊婦健康診査	妊娠届出者に、妊婦健康診査の費用助成による健康診査受診票を発行し、受診勧奨と異常の早期発見に努める。	健康課
妊産婦のハイリスク者への対応	医療機関と連携し、ハイリスク者の早期把握に努めるとともに、必要に応じて、主治医及び本人、家族との連絡調整を行い、適切な医療が受けられるように努める。	健康課
マタニティセミナー	妊娠や出産、育児について正しい知識を獲得し、親としての意識の醸成を図るとともに、仲間づくりを行い、安心して妊娠や出産、育児に臨めるようにする。	健康課
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する医療費の助成を行う。	健康課
不妊治療に関する情報の提供	沼田市及び県の不妊治療費助成事業の周知や不妊治療に関する情報の提供及び不妊専門相談センターの周知に努める。	健康課
家事育児への参加促進	性別による固定的な役割分担意識にしばられず、男女が共に家事・育児へ積極的にかかわれるよう情報と学習機会の提供として、北毛地域人権啓発ネットワーク協議会と共催で、セミナーを実施する。	交流推進課

## 基本施策2 子どもと母親への健康支援

### (1) 子どもと母親の健康づくり

社会環境や生活様式の変化により、現代の子どもの生活リズムや食習慣は乱れ、幼児期や学童期から肥満等や生活習慣病が問題となるなど、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけられる支援が重要となっています。また、子どもが健やかに成長するためには、子どもへの健康支援とともに、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期等の母親の健康が確保され、母親自身が子どもも含めた健康づくりに関心を持つ必要があります。

一方で、子どもの誤飲や転倒・転落等の事故も多く発生しており、平成20年度の母子保健報告では、生後から3歳までに事故にあった人数は、誤飲15名、火傷30名、転倒・転落57名となっており、事故防止に向けた取組が必要とされています。

こうした状況を踏まえ、子どもと母親への健康支援として、従来から実施している健康診査の充実や予防接種の推進を図るとともに、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立を支援します。また、保護者が子どもの事故防止のための適切な対策を行なうとともに、いざという時に正しい知識による的確な対応ができるよう、事故予防や心肺蘇生法等に関する情報と学習機会の提供をおこないます。さらに思春期の過度の痩身や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図っていきます。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
母子訪問指導	乳幼児の健全な成長や発達の支援、母親の育児不安を軽減するため、訪問による指導を行う。	健康課
乳児健康診査	4か月児及び10か月児において、健康診査及び育児・生活指導を行い、乳児の成長・発達を確認し、乳児に適した育児に自信を持ち楽しんでできるように支援する。また、保護者が事故防止や事故発生時に的確な対応がとれるような情報の提供を行う。	健康課
幼児健康診査	1歳6か月児及び3歳児において、成長・発達の確認、問題の発見及び歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。また、保護者が事故防止や事故発生時に的確な対応がとれるような情報の提供を行う。	健康課
予防接種の推進	感染症予防のため予防接種法に基づく予防接種を適切に受けられるよう広報や未接種者への通知を行い勧奨する。	健康課
乳がん検診	乳がんの早期発見・早期治療を図るため、40歳以上の偶数年齢の女性を対象にマンモグラフィ検査を実施する。	健康課
子宮がん検診	若い世代に増加している子宮がんの早期発見・早期治療を図るため、20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検査を実施する。	健康課
人間ドック費用の一部助成	国民健康保険に加入している人の健康管理と疾病予防を推進するため、人間ドック検診費の一部を助成する。	市民課
福祉医療費支給(子ども)	中学校を卒業するまでの子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課

事業名	事業内容	担当課
福祉医療費支給 (母子・父子家庭)	18歳未満の児童を有する母子・父子家庭の母、父、子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課
福祉医療費支給(重度心身障害児)	重度心身障害児が社会保険等で医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給することで、その福祉の増進を図る。	市民課
家庭教育手帳・乳幼児編	乳幼児期の子どもを持つ父母が、親子のきずなを深め、心豊かな子どもを育てていくために必要となる、家庭での教育やしつけに関する情報を提供する。	社会教育課
母子相談事業	乳幼児の保護者等を対象とした相談事業により、乳幼児の栄養・歯科・育児に関する保健指導を行い、健全な発育発達を促進する。また、母親同士の交流を深め、育児不安の解消を図る。	健康課
家庭教育手帳・小学生編	小学校低学年から中学生の児童の保護者に対し、発達の段階に応じた家庭での教育としつけに関する情報を提供する。	社会教育課
健康教育の推進	性教育、薬物乱用防止教育、心の健康や食に関する指導等について、学校の教育方針や健康教育の全体構想を図式化するなどして、学校の教育目標と保健・安全・給食のそれぞれの関連を明確にし、児童生徒一人一人が健康・安全に関する正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、実践力の育成を図る。	学校教育課
心の教室相談員・スクールカウンセラー	中学校に生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置し、学校の相談体制を充実させ、中学校生活への適応、生徒が抱えるストレスの解消やいじめ・不登校などの指導上の課題の未然防止や改善を図る。	学校教育課
学校カウンセリング研修会の実施	学校カウンセリング研修会を受講し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に活かせる実践力の向上を図る。	学校教育課
家庭教育手帳・小学校(高学年)から中学生編	小学生(高学年)から中学生にかけて、子どもは急速に成長し、その変化に驚き、とまどうことも多いことから、保護者に対し家庭での教育やしつけに関する情報を提供する。	社会教育課
青少年育成相談センター	年々増加する青少年の非行問題に対処するため、非行青少年の早期発見や非行防止のための補導活動、青少年相談の実施、情報の提供を行う。	社会教育課
家庭児童相談室	家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員が専門的に相談・指導に当たる。	社会福祉課
相談窓口に関する情報の提供	市が実施している相談事業について、広報等を通じた情報の提供を行うとともに、各窓口が連携するなど、相談の充実を図る。	健康課 学校教育課 社会教育課 社会福祉課
適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応を促進し、学校生活への復帰を援助するための支援を行う。	学校教育課 (教育研究所)

## (2) 食育の推進

正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、幼稚園における食育及び保育園や小中学校の給食を通じた食育をさらに推進し、子ども自身が食に関心を持ち、食事の楽しさや美味しいものを美味しいと感じとれる力を育てます。あわせて、食の重要性を保護者も認識し、子どもと一緒に取り組めるよう、地域団体等と連携を図りながら情報と学習機会を提供します。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
幼稚園における食育の推進	栽培等の直接体験や収穫物や伝統的行事の中での食の体験等を通して食文化に触れ、視聴覚教材等を利用して食への関心をはぐくむとともに、家庭との連携を図りながら食卓での団らんの大切さや幼児の望ましい食習慣の育成や食育の推進を図る。	学校教育課
保育園における食育の推進	食育に関する年間計画を策定するとともに、豊かな食の体験や栽培体験、調理体験等により、子どもの食への関心を育むとともに、保護者に対し、食育だよりや相談、講演会等により情報と学習機会の提供を図る。	社会福祉課
学校教育を通じた食育の推進	学校栄養職員の学校訪問や献立表・給食だよりの配布、試食会、親子料理教室等の実施により、学校及び家庭との連携を図り食育の推進に努めるとともに、児童や生徒、教職員、保護者への個別指導や栄養相談により健康の増進を図る。	給食センター
学校給食の充実	地元の農産物を使用した行事食や郷土料理等の実施による給食内容の充実に努めるとともに、食物アレルギー対応食の実施により、個人に応じた給食を提供する。	給食センター
食育に関する情報と学習機会の提供	母子訪問指導や乳幼児健康診査、母子相談事業等により、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の習得の支援を行う。	健康課
	地域で生産されるおいしい米の試食や地域の特産物を活用した料理の講習会などを通じ、地域農業に対する理解を深める。	農政課
健康教育の推進【再掲】	性教育、薬物乱用防止教育、心の健康や食に関する指導等について、学校の教育構想や健康教育の全体構想を図式化するなどして、学校の教育目標と保健・安全・給食のそれぞれの関連を明確にし、児童生徒一人一人が健康・安全に関する正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、実践力の育成を図る。	学校教育課

### 基本施策3 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援

子育てに関する情報が氾濫する中で、近隣に同世代の子どもや子育て中の親がいなかったり、核家族化の進行や地域社会の関係が希薄になったこと等により、子育て中の親の多くが様々な不安を抱えながら子育てをしている状況にあります。

子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育て中の親が自信を持ち、楽しんで子育てできるように、子育てに関する不安等を気軽に相談したり、親子で交流できるような場を設けるとともに、子育てに関する正しい知識や技術を身に付けられる情報と学習機会の提供に努めます。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業	保育園等の児童福祉施設において、子育てに関する相談や情報の提供、子ども・親同士が交流できる場の提供及び子育てや子育て支援に関する講習等を実施する。	社会福祉課
ふれあい教室	言葉が遅い、発達が気になる等の心配がある子どもとその保護者に対し、個々の特性に応じた発達、発育支援を行うとともに保護者の育児支援を行う。	健康課
子育て教室	安心して子育てができるように、具体的な遊びの体験を通して、親子のかかわりを深め、参加者相互の交流をもてるよう子育て教室を実施する。	利根町振興局市民課
子育てに関する情報と学習機会の提供	自信を持ち楽しんで育児できるよう、子どもとのかかわり方やしつけなどの情報と学習機会を提供する。	社会福祉課
つどいの広場の検討	主に乳幼児を持つ親子が気軽につどって、うち解けた雰囲気の中で、子育てに関する相談や情報の提供、子育て支援に関する講習会などを行うつどいの広場の実施に向けた検討を行う。	社会福祉課
児童館設置の検討	健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健康の増進と健やかな育成を図るとともに、中学生、高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援、子育てに関する不安や悩みへの相談等を行う児童館の設置について検討を行う。	社会福祉課
家庭教育カウンセリング講座	カウンセリングの基礎的な理論や技法、家庭教育のあり方を学び、より良い人間関係づくりに役立てることを目的に実施する。	社会教育課
幼児・児童教育相談	来所及び電話等により、幼児の発達上の問題や幼稚園・保育園・学校における適応上の問題、保護者の子育ての悩みなどに関する教育相談を行う。	学校教育課
子育てに関するNPO活動や子育て自主サークルへの支援	子育て支援等を手がけるNPO活動や子育て自主サークルに対して、活動場所の提供や情報と学習機会の提供などの支援を行う。	社会福祉課
子育て支援サービスのネットワーク化	子育て支援サービス・保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、サービスの質の向上を図るため、地域における子育て支援サービスのネットワークを形成する。	社会福祉課
子育て支援に関する情報の提供	子育てバリアフリーマップや子育てガイドブック、ホームページ等を利用して、各種の子育て支援サービスに関する情報提供を行う。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
母子訪問指導【再掲】	乳幼児の健全な成長や発達の支援、母親の育児不安を軽減するため、訪問による指導を行う。	健康課
乳児健康診査【再掲】	4か月児及び10か月児において、健康診査及び育児・生活指導を行い、乳児の成長・発達を確認し、乳児に適した育児に自信を持ち楽しんでできるように支援する。また、保護者が事故防止や事故発生時に的確な対応がとれるような情報の提供を行う。	健康課
幼児健康診査【再掲】	1歳6か月児及び3歳児において、成長・発達の確認、問題の発見及び歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。また、保護者が事故防止や事故発生時に的確な対応がとれるような、情報の提供を行う。	健康課
母子相談事業【再掲】	乳幼児の保護者等を対象とした相談事業により、乳幼児の栄養・歯科・育児に関する保健指導を行い、健全な発育発達を促進する。また、母親同士の交流を深め、育児不安の解消を図る。	健康課
青少年育成相談センター【再掲】	年々増加する青少年の非行問題に対処するため、非行青少年の早期発見や非行防止のための補導活動、青少年相談の実施、情報の提供を行う。	社会教育課
家庭児童相談室【再掲】	家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員が専門的に相談・指導に当たる。	社会福祉課
相談窓口に関する情報の提供【再掲】	市が実施している相談事業について、広報等を通じた情報の提供を行うとともに、各窓口が連携するなど、相談の充実を図る。	健康課 学校教育課 社会教育課 社会福祉課



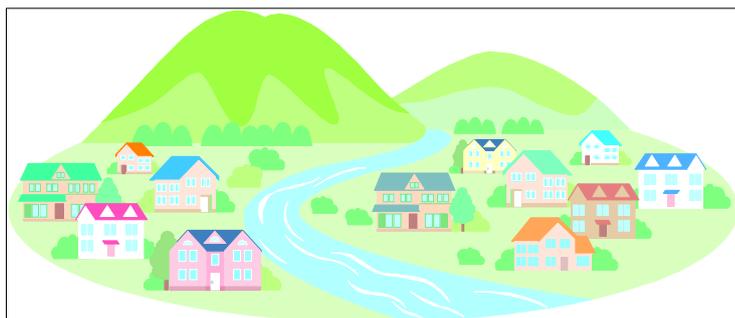
### 基本施策4 小児医療の充実

親にとって、子どもの健康は大きな願いであり、小児医療は、安心して子どもを生き育てるために必要不可欠なものです。現在の小児医療においては、疾患の診断や治療に加え、子どもの発育・発達を支援したり、健康に関する相談、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

医療にかかる費用負担を軽減するため、医療費の補助を継続するとともに、地域における小児医療の確保のため、関係機関と連携した取組を進めます。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
福祉医療費支給(子ども)【再掲】	中学校を卒業するまでの子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課
福祉医療費支給(母子・父子家庭)【再掲】	18歳未満の児童を有する母子・父子家庭の母、父、子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課
福祉医療費支給(重度心身障害児)【再掲】	重度心身障害児が社会保険等で医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給することで、その福祉の増進を図る。	市民課
医療従事者の確保	乳幼児健診や小児医療の充実を図るため、関係機関と連携し、小児科医等医療従事者の確保に努める。 医師会が実施する夜間小児救急診療室の周知を図る。	健康課



## 基本目標2 地域における子育て支援

### 基本施策1 子育てへの多様な支援

#### (1) 家庭における子育てへの支援

近年の核家族化や少子化の進行に伴い、子育て中の専業主婦等の育児不安が指摘されており、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を対象とする支援の充実が求められています。

市では、妊娠期からの仲間づくりの推進と子育て中の親子が出会い、交流を深め、仲間づくりができるような場の提供を行うとともに、地域子育て支援センターや母子相談、家庭児童相談等による育児不安に関する相談の実施、一時保育やファミリー・サポート・センターによる子育ての支援を行います。また、育児に関する不安・負担感を軽減するため、親子で参加し、共に楽しめる事業の充実を図ります。

また、子育て家庭が子育て支援サービスや保育サービスを効果的、かつ、効率的に利用できるよう、子育てガイドブックや広報等を通じて、子育て支援サービスに関する情報の提供を行います。さらに、多くの方が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支援することができるよう、子育て支援に関する意識啓発を行います。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業【再掲】	保育園等の児童福祉施設において、子育てに関する相談や情報の提供、子ども・親同士が交流できる場の提供及び子育てや子育て支援に関する講習等を実施する。	社会福祉課
ファミリーサポートセンター事業	育児等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う。	社会福祉課
母子相談事業【再掲】	乳幼児の保護者等を対象とした相談事業により、乳幼児の栄養・歯科・育児に関する保健指導を行い、健全な発育発達を促進する。また、母親同士の交流を深め、育児不安の解消を図る。	健康課
ふれあい教室【再掲】	言葉が遅い、発達が気になる等の心配がある子どもとその保護者に対し、個々の特性に応じた発達、発育支援を行うとともに保護者の育児支援を行う。	健康課
一時保育事業	保護者の断続的就労や短時間就労、傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどを目的とした、通常保育の対象とならない児童に対し、一時的な保育サービスを認可保育園において実施する。	社会福祉課
幼児教育に関する情報の提供	市内幼稚園の情報や、幼児教育についての情報提供を行う。	学校教育課
子育て教室【再掲】	安心して子育てができるように、具体的な遊びの体験を通して、親子のかかわりを深め、参加者相互の交流をもてるよう子育て教室を実施する。	利根振興局市民課
幼稚園の園庭開放	幼稚園の園庭を開放し、就園前の幼児の遊びの場や保護者間の交流、情報交換の場の提供、園便り等、子育てに関する情報提供を行う。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
幼保小関連教育推進事業	幼稚園・保育園・小学校の職員が、それぞれの保育や授業を参観し、互いの教育のあり方や円滑な接続・連携について協議する等の研修を行う。	学校教育課
ブックスタート	赤ちゃんと親が肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わすかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する。	社会教育課 (図書館)
おはなしポケット	子どもを対象に、絵本や紙芝居などの読み聞かせを実施する。	社会教育課 (図書館)
移動図書館	自宅等が図書館から離れている方でも気軽に利用できるよう、市内に各小学校を中心としたステーションを設け、移動図書館サービスを行う。	社会教育課 (図書館)
本の森通信	図書館活動を広く利用者に周知し、図書利用及び読書の推進を図ることを目的に、「本の森通信」を年6回発行する。	社会教育課 (図書館)
子育て支援に関する情報の提供 【再掲】	子育てバリアフリーマップや子育てガイドブック、ホームページ等を利用して、各種の子育て支援サービスに関する情報提供を行う。	社会福祉課
次世代育成支援に関する情報の提供	広報や計画ダイジェスト版により、次世代育成支援行動計画について周知するとともに、地域で子育てを支援する意識づくりにつながる啓発を行う。	社会福祉課



## (2) 子育てに関する経済的支援

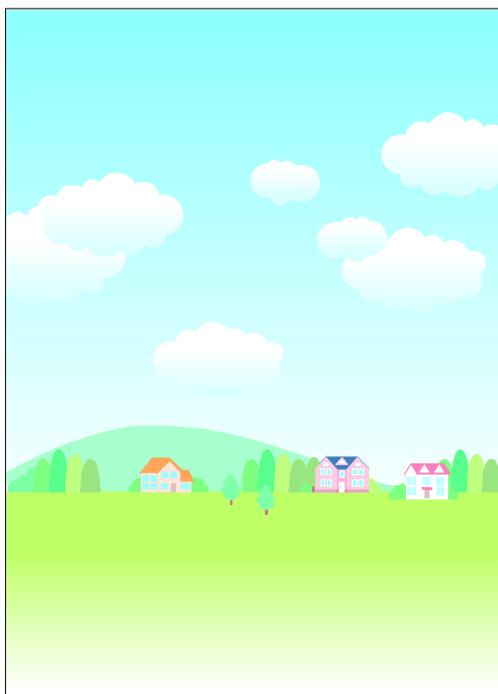
経済情勢が依然として厳しいことにより、家計の収入の減少が続くなど、家計に占める子育て費用の割合は大きくなっています。群馬県が平成14年に実施した「少子化に関する県民意識調査」でも、理想とする子どもの人数より実際の子どもの人数が少ない理由について、「子育てにかかる費用負担が大変だから」を6割の方があげており、子育てに関する経済的負担の軽減が求められています。

市では、子育て家庭を支援するため、子ども手当、福祉医療費の支給、保育園保育料の軽減、幼稚園への就園奨励事業、就学援助資金の支給など様々な手当・制度等により、引き続き子育てに関する経済支援を行います。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
福祉医療費支給(子ども)【再掲】	中学校を卒業するまでの子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課
福祉医療費支給(母子・父子家庭)【再掲】	18歳未満の児童を有する母子・父子家庭の母、父、子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課
福祉医療費支給(重度心身障害児)【再掲】	重度心身障害児が社会保険等で医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給することで、その福祉の増進を図る。	市民課
出産育児一時金支給【再掲】	国民健康保険加入者の妊娠・出産による経費負担を軽減するため、該当者に一時金を支給する。	市民課
出産祝金の支給	出産を奨励し、次世代を担う児童の育成に寄与することを目的として、第3子以上の出産に対し、対象児童1人につき20万円の祝金を支給する(申請による)。	社会福祉課
子ども手当	次世代の社会を担う子ども育成を社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の年度末までの児童(中学校修了まで)を監護し、かつ、児童と一定の生計関係にある父または母等に手当を支給する。	社会福祉課
保育園保育料の軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育園保育料を国の徴収金額より低額に設定するとともに、子育て家庭の経済的負担状況や社会情勢を把握し、適正な保育料の設定に努める。	社会福祉課
就学援助資金	学校教育法第19条に基づき、経済的に困難な小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。	学校教育課
障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対し、福祉の向上を目的として重度障害により生ずる特別な負担の一助として、手当を支給する。	社会福祉課
特別支援教育就学奨励事業	教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、特別支援教育の普及奨励を図る。 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して学校給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費等の援助を行う。援助により特学在籍児童生徒の保護者への教育費負担軽減を図る。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
幼稚園就園奨励事業	市内に住所を有し、幼稚園に通園する3歳児から5歳児の保護者に対し、所得に応じて幼稚園保育料等の補助・減免を行う。	学校教育課
奨学資金貸付制度	在学又は入学する高等学校及び大学の正規の就学期間中、奨学金の貸付けを行う。	学校教育課
遠距離通学費援助事業	遠距離通学の児童生徒に対して、通学費の一部を援助する。 分校統合により本校に通学することとなった通学区域の児童及び遠距離通学(小学校 4km,中学校 6km 以上)で通学に困難を伴う地域に居住する児童生徒の保護者に対して、予算の範囲内において通学費の補助を行い、義務教育の円滑な実施に資する。	学校教育課
勤労者住宅建設資金	住宅の敷地の取得及び住宅の建築若しくは取得をしようとする勤労者に対し、必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図る。	商工観光課
勤労者生活資金	勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉増進と生活の安定に寄与する。	商工観光課
特定疾患等患者見舞金の支給	小児慢性特定疾患により群馬県の医療給付を受けている児童の保護者に対し、その患者と家族の福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給する。	社会福祉課

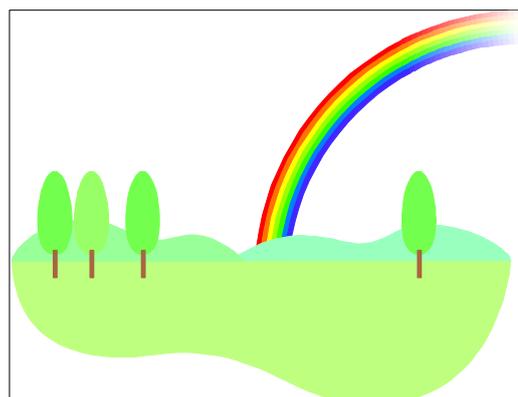


### (3) 相談体制の強化

近年、子どもに関する諸問題が複雑化し、また、保護者においては、様々な不安や悩みを抱えながら子育てを行っていることから、妊娠・出産期から乳幼児期、青少年期を通じた各成長段階で、マタニティセミナーや乳幼児健診、母子相談といった場所で気軽に相談できたり、家庭児童相談室や青少年育成相談センターなどで専門的な相談や指導が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、子どもや保護者の悩みを少しでも解消するため、問題行動の早期発見や適切な助言が行えるよう、各相談窓口の連携を強化し、柔軟な対応を図ります。

#### ■ 取組事業

事業名	事業内容	担当課
妊娠・出産・乳幼児期の相談	妊婦窓口相談やマタニティセミナー、産後の訪問指導、乳幼児健康診査、母子相談等により、子育てに関する悩みや不安に関する相談を行う。	健康課
青少年育成相談センター【再掲】	年々増加する青少年の非行問題に対処するため、非行青少年の早期発見と非行防止のための補導活動、青少年相談の実施、情報の提供を行う。	社会教育課
家庭児童相談室【再掲】	家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員が専門的に相談・指導に当たる。	社会福祉課
幼児・児童教育相談【再掲】	来所及び電話等により、幼児の発達上の問題や幼稚園・保育園・学校における適応上の問題、保護者の子育ての悩みなどに関する教育相談を行う。	学校教育課
相談窓口に関する情報の提供【再掲】	市が実施している相談事業について、広報等を通じた情報の提供を行うとともに、各窓口が連携するなど、相談の充実を図る。	健康課 学校教育課 社会教育課 社会福祉課



## 基本施策2 保育サービスの充実

### (1) 多様な保育サービスの充実

現在、市の年少人口は減少傾向にありますが、女性の就労率の上昇や母子家庭等の増加、育児休業制度などによる女性の就労の継続等により、保育園の利用希望者は増加傾向にあります。また、ニーズ調査結果を見ると、「利用希望時間帯」では、18時～19時とした方が28.6%、19時～20時とした方が11.9%、20時～21時とした方が2.4%となっており、保育時間の延長が求められています。また、日曜日・祝日における保育サービスを「月1～2日は利用したい」とした方が20.4%、「ほぼ毎週利用したい」とした方が4.9%の方が希望するなど、多様なサービスの実施が求められています。

こうした状況を踏まえ、保護者が安心して就労できる子育てしやすい環境整備のため、延長保育や一時保育、病後児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等により、通常の開所時間を超え、早朝若しくは夕刻に1時間程度の保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を認可保育園において実施する。	社会福祉課
保育園の運営	保護者の就労又は疾病等により、家庭において児童を保育することができない場合、その保護者に代わり認可保育園での保育を実施する。	社会福祉課
一時保育事業【再掲】	保護者の断続的就労や短時間就労、傷病、冠婚葬祭等、又は育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどを目的とした、通常保育の対象とならない児童に対し、一時的な保育サービスを認可保育園において実施する。	社会福祉課
障害児保育事業	保護者の就労等により家庭において保育することができない障害のある子どもに対して、保護者の理解のもと、認可保育園において保育を実施する。	社会福祉課
休日保育事業	日曜・祝日等に就労する保護者の増加等、就労形態の多様化に伴う多様な保育サービスの需要にこたえるため、休日保育の実施について検討する。	社会福祉課
病後児保育事業	病気の回復期にあって、集団での保育が困難な乳幼児を、就業などの理由によって家庭で保育できない保護者に代わって、保育園内の専用室で看護師が一時的に保育する。	社会福祉課
保育園施設の整備	保育園内で安全、かつ、安心な保育を実施するため、施設の老朽化状況に応じて必要な整備を行う。また、乳幼児保育や障害児保育の需要に応じた施設の整備を図る。	社会福祉課
幼保小関連教育推進事業【再掲】	幼稚園・保育園・小学校の職員が、それぞれの保育や授業を参観し、互いの教育のあり方や円滑な接続・連携について協議する等の研修を行う。	学校教育課
認定子ども園の設置推進	幼稚園・保育園等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えるもので、県が定める基準を満たし「認定こども園」として、認定を受けることができる施設の設置を推進する。	社会福祉課

## (2) 保育サービスの質の向上

保育サービスについては、働きながら子育てをしている人たちが、子どもを預け、安心して仕事を続けられることに主眼をおいて実施してきましたが、利用者の保育に対するニーズが多様化する傾向にあり、きめ細かな対応が必要とされるなど、保育サービスの質の向上がますます求められています。

保護者との連携のもと、子どもの個性あふれる成長と健やかな成長を支援し、ニーズに応じたサービスを提供できる体制を充実させるとともに、保育サービスに関する苦情等の対応および処理体制の整備や利用者への積極的な情報の提供を行います。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
保育園職員の資質の向上	保育園職員の各種研修会への参加や職員間で情報交換及び研究等を行うことにより、保育園職員の資質の向上及び子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を図る。	社会福祉課
苦情処理体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園における苦情処理体制の充実を図るとともに、適切な運用を推進する。	社会福祉課
保育サービスに係る情報提供	利用者による選択や保育サービスの質の向上のために、保育サービスに関する情報提供を積極的に行う。	社会福祉課

## (3) 放課後児童への支援の充実

ニーズ調査における小学校児童の保護者の自由回答では、学童クラブに関する意見が最も多く、利用方法や施設の改善、新設等の希望が寄せられています。これまでも、市では地域の利用ニーズを踏まえ、施設の整備を行うとともに、障害児の受け入れなど積極的な取組を進めてきました。今後も、利用者のニーズや地域の利用ニーズを踏まえて、学童クラブへの支援や施設の充実を図ります。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
学童クラブの充実	保護者の就労等により、放課後に家庭が常時留守になっている児童の増加に伴う学童保育の需要に対応するため、地域の利用ニーズを踏まえながら、学童クラブへの支援や設備整備の充実を図る。	社会福祉課
児童館設置の検討【再掲】	健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健康の増進と健やかな育成を図るとともに、中学生、高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援、子育てに関する不安や悩みへの相談等を行う児童館の設置について検討を行う。	社会福祉課
ファミリーサポートセンター事業【再掲】	育児等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う。	社会福祉課

### 基本施策3 子育てと仕事の両立の支援

多くの男性が、仕事を中心とした生活を強いられるとともに、家事や育児の負担が女性に偏るなど、子育て中の多くの女性が、子育てに対する不安や負担感、孤独感を増しています。加えて、近年の経済情勢の悪化による就労時間の増加により、子育てと仕事の両立はますます困難なものとなっています。

今後、性別による固定的な役割分担意識にしばられず、男女が共に家事や育児等の役割を担うことの意識啓発を図るとともに、すべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを防げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革のため情報提供を推進します。

また、近年、若年層の安定的な就労が難しい状況にあることから、これらの若い世代が安心して家庭を築き、子どもを生み育てることができるよう、安定した就労を支援します。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業【再掲】	育児等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う。	社会福祉課
育児・介護休業法の普及	ポスター及びパンフレット等により情報提供を行うことで、企業や市民に対する育児・介護休業制度の普及・推進を図る。	商工観光課
若年層の就労支援	15歳以上40歳未満の若年求職者を試行的に雇用し、実務能力の向上等を図るために必要な措置を講じた事業主に対し、奨励金を支給する「若年層トライアル雇用支援奨励金制度」を設置し、若年求職者に対し正規就職の支援を行う。	商工観光課
新規学卒就職者研修会	新規学卒就職者に対し、社会人として必要な基礎知識を与え、その自覚を促し、勤労に対する意欲を高めるための研修会を実施する。	商工観光課
新規学卒就職者激励親睦のつどい	「新規学卒就職者研修会」のフォローアップ研修として、管内事業所へ就職した者を激励し、相互の親睦を高めることにより、地域への定着と企業への貢献を期待し、実施する。	商工観光課
ハローワークの求人情報の提供	「ハローワーク求人情報」を庁舎内に設置し、求職者に対し就業機会に関する情報を提供する。	商工観光課
就業援助相談事業（内職相談）	家庭外で働くことが困難な市民に対して、内職のあっせん及び就業に関する情報提供を行い、就業サービスの向上並びに労働・雇用の安定を図る。	商工観光課
再就職支援事業	失業者に能力再訓練の機会を設け、再就職活動の環境整備を整え、もって、雇用環境の安定を図ることを目的に、就業支援講座を実施する。また、リストラ等で離職した中高年者（45歳以上から60歳未満）を雇用した事業主に対し、奨励金を支給する「離職者等雇用企業奨励金制度」を設置し、雇用機会の増大と促進を図る。	商工観光課
資格・技能情報の収集と提供	県などが実施する職業能力開発のための講座や資格取得試験などの情報を提供する。	商工観光課
国・県の機関との連携	労働関係機関から提供される各事業・制度等の情報を提供する。	商工観光課
家事育児への参加促進【再掲】	性別による固定的な役割分担意識にしばられず、男女が共に家事・育児へ積極的にかかわれるよう情報と学習機会の提供として、北毛地域人権啓発ネットワーク協議会を共催でセミナーを実施する。	交流推進課

## 基本施策4 特別な支援を必要とする児童等への対応

### (1) ひとり親家庭への支援

市のひとり親家庭は、平成17年(2,005年)の国勢調査では391世帯\*となっており、平成12年(2,000年)の同調査(350世帯)より増加しています。ひとり親家庭となった理由は「離婚」が大半を占め、市における離婚率(人口千人あたり)も除々に増加し平成14年には2.4%と過去最高の数値となり、その後は、減少と増加を繰り返し平成19年は全国の離婚率(2.0%)を上回る2.2%となりました。

ひとり親家庭は母親や父親が一人で子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならず、非常に不安定な状態に置かれがちです。特に母子家庭では住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面しています。

市では、ひとり親家庭が抱える問題に対し適切な指導・助言を行う相談体制を整えるとともに、福祉医療費支給や母子家庭への児童扶養手当の支給、就業のための資格取得への援助、母子生活支援施設入所など自立に向けて総合的に支援事業を実施し、ひとり親家庭の児童の健全育成を支援します。

\*未婚、死別または離別のひとり親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
母子生活支援施設	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その女子及び児童を保護し、自立に向けた生活を支援し、相談・指導を行う。	社会福祉課
親子ふれあい交流事業	ひとり親家庭を明るくする事業として、群馬県母子寡婦福祉協議会、沼田市、沼田市社会福祉協議会の助成を受けて、ひとり親家庭及び寡婦を対象に、親子のふれあいやきずなを深めるなど、生活意欲と福祉の向上を図ることを目的として、レクリエーションなどの事業を実施する。	社会福祉課
児童扶養手当	父親と生計を同じくしない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母又は養育者に、児童が満18歳に到達した年度末まで手当を支給する。	社会福祉課
福祉医療費支給(母子・父子家庭)【再掲】	18歳未満の児童を有する母子・父子家庭の母、父、子どもに対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、福祉医療費を支給する。	市民課
保育園保育料の軽減【再掲】	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育園保育料を国の徴収金額より低額に設定するとともに、子育て家庭の経済的負担状況や社会情勢を把握し、適正な保育料の設定に努める。	社会福祉課
幼稚園就園奨励事業【再掲】	市内に住所を有し、幼稚園に通園する3歳児から5歳児の保護者に対し、所得に応じて幼稚園保育料等の補助・減免を行う。	学校教育課
就学援助資金【再掲】	学校教育法第19条に基づき、経済的に困難な小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。	学校教育課
母子自立支援員	ひとり親家庭等に対し、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報の提供や相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談室【再掲】	家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員が専門的に相談・指導に当たる。	社会福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母が、自らの職業能力の開発及び資格を取得するための講座を受講する時に、生活の負担を軽減し、就業による自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給する。	社会福祉課
高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母が、就職を有利に進め、かつ、生活の安定を図るための資格を取得しようとする時に、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、高等技能訓練促進費を支給する。	社会福祉課
就業援助相談事業（内職相談）【再掲】	家庭外で働くことが困難な市民に対して、内職のあっせん及び就業に関する情報提供を行い、就業サービスの向上並びに労働・雇用の安定を図る。	商工観光課
母子会への支援	母子家庭の母及び寡婦が、相互扶助の精神に基づき、生活意欲の向上と会員相互の親睦を図るための諸行事を通して活動の輪を広げることが目的とする母子会に対し支援を行う。	社会福祉課

## （２）障害のある子どもへの施策の充実

支援制度などの導入など、障害者福祉対策は大きく変わってきていますが、障害者や発達に遅れのある子どもへの支援は、「障害のある人が地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動することができる社会の実現」という＊ノーマライゼーションの理念に基づいて進める必要があります。

障害のある子どもに対しては、できる限り早期からの適切できめ細やかな相談・指導を行うことが必要なことから、妊娠健康診査等の充実により、障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療を推進するとともに、関係機関の連携による対応の充実を図ります。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、在宅サービスやデイサービス等の充実を図るとともに、保育園や学童クラブにおける障害児保育の実施、学校における支援等を行います。

＊ノーマライゼーションとは、障害者と健常者のお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策なども含まれます。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
福祉医療費支給（重度心身障害児）【再掲】	重度心身障害児が社会保険等で医療を受けた場合に、自己負担をしなければならぬ費用を福祉医療費として支給することで、その福祉の増進を図る。	市民課

事業名	事業内容	担当課
心身障害児通園事業(児童ディサービス事業)	心身障害児の自立能力の育成と集団生活への適応能力を高めるための指導等を早期に行うとともに、その健全な育成を助長するため、1歳半・3歳児精神発達精密検診の事後指導を含め個別相談会、作業療法士等による機能訓練を実施する。また、保健師や療育等支援施設事業を実施する施設との連携を図る。	社会福祉課
障害児福祉手当【再掲】	在宅の重度障害児に対し、福祉の向上を目的として重度障害により生ずる特別な負担の一助として、手当を支給する。	社会福祉課
手当・制度等に関する情報の提供	特別児童扶養手当及び障害児福祉手当、身体障害者手帳、療育手帳等の手当や制度に関する情報の提供、障害児地域療育等支援施設事業等の周知を図る。	社会福祉課
障害児居宅介護事業	障害によって、日常生活を営むことに支障がある児童に対し、身体介護や家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。	社会福祉課
障害児短期入所事業	障害のある児童を介護している方が、病気・出産・事故などによって、一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れをいやす場合などに、障害のある児童を一時的に施設で預かり、介護している方の負担の軽減等を図る。	社会福祉課
日中一時支援事業	障害のある児童を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、市へ登録されている介護者やサービスステーションに介護を委託することにより、保護者の負担の軽減等を図る。	社会福祉課
障害児(者)日常生活用具給付等事業	重度の障害のある方や児童に対し、日常生活を容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。	社会福祉課
身体障害児(者)補装具交付・修理事業	在宅の身体に障害のある方や児童に対し、日常動作を補う自助具の交付や修理等を行い、日常生活の便宜を図る。	社会福祉課
在宅福祉サービスの推進	障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスを更に充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進する。	社会福祉課
特定疾患等患者見舞金の支給【再掲】	小児慢性特定疾患により群馬県の医療給付を受けている児童の保護者に対し、その患者と家族の福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給する。	社会福祉課
多動児支援員の配置	多動傾向の強い児童に付き添い、学級担任と連絡を取りながら指導・援助を行い、本人の安全確保と学級内の児童が落ち着いて授業が受けられるように支援する。	学校教育課
介助員の配置	身体に重度の障害のある児童生徒が、学校生活において支障をきたさないよう、介助員による適応指導や介助を行う。	学校教育課
特別支援学級の整備推進	特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う。	学校教育課
特別支援教育就学奨励事業【再掲】	教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、特別支援教育の普及奨励を図る。 小学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して学校給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費等の援助を行う。援助により特学在籍児童生徒の保護者への教育費負担軽減を図る。	学校教育課

### (3) 児童虐待防止への取組

近年、児童虐待の件数は年々増加していますが、多くの子育て家庭が子育てに関して不安や負担感を抱いている状況を考慮すると、児童虐待は決して特殊なことではありません。

虐待にいたる背景は様々であり、児童虐待を阻止し、すべての児童の健全な心身の成長を支援するためには、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアなどの総合的な対応が必要であり、医療、保健、教育、福祉、警察等の関係各機関と連携した取組が不可欠です。

発生予防として、日常的な相談機能の強化や妊娠・出産期、乳幼児期における親のメンタルヘルスの確保等を行うとともに、虐待の早期発見・早期対応のため、保健師や家庭児童相談員、民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園、保育園、学校等の連携を強化します。また、地域全体で子育て家庭を支援する観点から、子育ての不安や負担感を軽減する取組を進めるとともに、医療、保健、教育、福祉、警察、地域社会の虐待防止に向けたネットワーク化を図ります。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業【再掲】	保育園等の児童福祉施設において、子育てに関する相談や情報の提供、子ども・親同士が交流できる場の提供及び子育てや子育て支援に関する講習等を実施する。	社会福祉課
妊娠・出産・乳幼児期の相談【再掲】	妊婦窓口相談やマタニティセミナー、産後の訪問指導、乳幼児健康診査、母子相談等により、子育てに関する悩みや不安に関する相談を行う。	健康課
家庭児童相談室【再掲】	家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童相談員が専門的に相談・指導に当たる。	社会福祉課
相談窓口に関する情報の提供【再掲】	市が実施している相談事業について、広報等を通じた情報の提供を行うとともに、各窓口が連携するなど、相談の充実を図る。	健康課 学校教育課 社会教育課 社会福祉課
民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	地域における虐待の防止及び早期発見には、民生委員・児童委員及び主任児童委員の協力が不可欠なことから、そのための研修を実施する。	社会福祉課
児童虐待防止ネットワーク	虐待の防止及び早期発見、早期対応のため、地域をはじめ、関係機関によるネットワークを形成する。	社会福祉課

## 基本目標3 次代を担う心豊かな人づくり

### 基本施策1 幼児教育・学校教育の充実

#### (1) 幼児教育の充実

幼児期は、人格形成の基本となる時期であることから、基本的な生活習慣や望ましい社会的態度を育てるとともに、豊かな情操や思考力、道徳性の芽生えを培う必要があります。

幼稚園においては、幼児の心身の発達に応じた適切な教育課程の編成・実施に努めるとともに、幼児期から児童期へ円滑な移行ができるよう、幼稚園、保育園、小学校がそれぞれの役割分担を確認した上で連携強化に努めます。

また、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人のかかわり方について、保護者や地域住民等の理解を深めます。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
幼稚園教育課程の充実	幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、学校評価等を生かして教育課程の工夫・改善を行う。	学校教育課
幼保小関連教育推進事業【再掲】	幼稚園・保育園・小学校の職員が、それぞれの保育や授業を参観し、互いの教育のあり方や、円滑な接続について協議する等の研修を行う。	学校教育課
幼稚園における子育て支援	幼児期における親子のかかわりや生活リズムを確立することの大切さを、保育参加、子育て相談、講演会や写真会等を通して家庭・地域社会に伝え、人間形成の基礎が培われる幼児教育の重要性について啓発する。	学校教育課
豊かな心の育成の充実	地域の自然や人とのかかわりの機会や場を大切に心の交流を図るとともに、絵本の貸し出しを通して、親子絵本の読み聞かせの充実を図るなど豊かな心の育成に努める。	学校教育課
幼稚園における食育の推進【再掲】	栽培等の直接体験や収穫物や伝統的行事の中での食の体験等を通して食文化に触れ、視聴覚教材等を利用して食への関心をはぐくむとともに、家庭との連携を図りながら、食卓での団らんの大切さや幼児の望ましい食習慣の育成や食育の推進を図る。	学校教育課
保育園における食育の推進【再掲】	食育に関する年間計画を策定するとともに、豊かな食の体験や栽培体験、調理体験等により、子どもの食への関心をはぐくむとともに、保護者に対し、食育だよりや相談、講演会等により、情報と学習機会の提供を図る。	社会福祉課



## (2) 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等を含めた確かな学力を身に付けることが重要です。

各学校では、子どもや地域の実態に合わせて指導内容・方法を創意工夫するとともに、外部人材の活用等により、子ども一人一人の能力に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
小中学校教育課程の充実	沼田市教育行政方針を受け、児童生徒や地域の実態に応じて創意工夫し、教育課程の編成・実施・評価・改善を行い、指導内容の充実に努め学力向上を図る。また、この取組を充実させるために、小学校5年・中学校2年で標準学力検査（NRT）を実施し、実態把握の一助とする。	学校教育課
指導方法の改善・充実	「振り返り学習」の充実、少人数指導、チーム・ティーチングの導入、小学校生活相談員の配置、学校支援センターの充実による外部人材の活用等を図り、個に応じたきめ細かな指導に努め、学力向上を図る。	学校教育課
特別支援教育の充実	各学校に、校内特別支援委員会を設置し、特別支援コーディネーターを指名することにより、実態把握と支援の方法を検討し、特別支援教育の充実に努める。障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた指導を行うために、「個別の教育支援計画」を策定し「個別の指導計画」を作成する。必要に応じ、小学校に多動児支援員及び介助員、中学校に介助員を配置する。	学校教育課
理数教育の充実	東京大学、千葉大学、群馬大学との連携を通じて、理科及び数学への関心を高めるとともに、社会における科学技術等の有用性について実感させる。	学校教育課
国際理解教育の充実	小学校の英語活動や中学校での英語指導の改善・充実を図り、変化の激しい社会に主体的に対応できるコミュニケーション能力の素地・基礎を養う。また、授業等にALT（外国語指導助手）を派遣し、生きた国際感覚のかん養を図る。さらに、中学生国際交流事業（ハワイ派遣・受入）を充実させ、国際性豊かで友好親善に努める生徒の育成に資する。	学校教育課
情報教育の充実	児童・生徒の情報活用能力を高め、社会の変化に主体的に対応できる力を培うため、情報教育担当の教員を中心に、各教科におけるICT（情報通信技術）の効果的な活用方法の研究協議を行う。	学校教育課
環境教育の充実	周囲の自然と触れ合う体験活動を充実させ、豊かな自然環境を実感させるとともに、日常生活の中での省エネルギーや資源の有効利用について考える場面を設定するなど、循環型社会づくりに向けた環境教育の推進を図る。その際には、各教科等との関連を図り、活動のねらいを明確にして内容の充実を図る。	学校教育課

### (3) 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな心をはぐくむため、自らを着実に伸ばしていく力、人や自然と共生していく力、集団や社会の中で自らの役割を正しく認識し、より良い社会をつくっていくことに貢献する力を育てる心の教育を充実していきます。

また、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が課されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツを親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、指導方法の工夫及び改善等による体育の授業の充実や子どもが自立的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活の充実を図るとともに、子どもが生涯にわたって心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けられるよう健康教育を実施します。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
道徳教育の充実	各学校における道徳教育の全体計画や年間指導計画の作成・改善を図るとともに、道徳の時間の指導の充実を図る。また、教育活動全体を通じて行う指導の充実や、家庭や地域社会との連携の推進を基盤とした道徳教育の具体的な展開を図る。	学校教育課
人権教育の充実	各学校における人権教育の位置付けを明確にし、組織的・計画的な指導が展開できるよう、全体計画や年間指導計画の改善・充実を図り、沼田市人権教育推進方針の具現化に努める。また児童生徒を敬称付けで呼ぶなどとして、常時的な人権意識の高揚を図る。	学校教育課
読書活動の充実	「沼田市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館研修会を実施することにより、学習情報センター、読書センターとしての学校図書館の機能を高め、読書活動を充実する取組を推進する。	学校教育課
健康安全教育の推進	性教育、薬物乱用防止教育、心の健康や食に関する指導等について構想図を策定するなどして、児童生徒が健康・安全に関する正しい知識を身に付け、実践できるようにする。また、通学路の安全確保、登下校の工夫、危険予知・回避能力の育成、情報の共有化等、「セイフティ沼田」の積極的な活用を推進する。	学校教育課
学校体育の充実	各学校は、心とからだをより一体ととらえ、運動領域と保健領域を関連させた指導を推進するとともに、子どもの発達や能力に応じた課題で運動を楽しみ主体的に取り組む授業の充実を図る。	学校教育課
運動部活動の充実	生徒の多様な実技指導のニーズへの対応や、顧問自らの実技指導力の向上を図るため、沼田市スポーツエキスパート活用事業を実施する。また、知徳体の調和のとれた望ましい部活動の一層の充実を図るため、道徳教育との関連を重視した「教育部活」を推進する。	学校教育課
生徒指導の充実	生徒指導主事・主任会議等で中学校区を中心に情報交換を密接にするとともに、関係機関との連携や校内組織の活性化など生徒指導主事・主任のコーディネーター的な役割について協議する。	学校教育課
キャリア教育の推進	各学校は、地元企業等の協力を得て職場見学・職場体験等を実施し、児童生徒が自己の生き方について考えるキャリア教育の推進を図る。	学校教育課
教育研究所相談事業及び適応指導教室「きずな」	集団生活や学校の学習などで不安を抱える幼児や児童生徒とその保護者、不登校児童生徒に対して、教育相談や集団生活への適応を促すための学習支援を行う。	学校教育課 (教育研究所)

#### (4) 信頼される学校づくり

学校が地域社会の核となり、教職員と地域住民が協力して子どもたちをはぐくんでいくため、学校評議員制度等の活用により、地域、家庭及び学校の連携・協力を図ります。

また、教職員個々の資質を高め、指導力を向上させることを目的とした研修の充実を図るとともに、児童生徒が安全でのびのびと学習できる教育環境を確保するため、計画的な学校施設の整備・充実に努めます。

さらに、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、学校と地域の関係機関・関係団体と連携し、安全管理に関する取組を継続的に行います。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
学校施設の整備	学習内容の多様化などに対応するとともに、児童生徒が安全で安心してのびのびと学習できる教育環境を確保するため、計画的な学校施設の整備・充実、バリアフリー化の推進に努める。	庶務課
学校安全管理	児童生徒の安全確保のため、安全点検を組織的・計画的に実施するとともに、不審者侵入対策を含めた安全管理体制を整備・改善する。また、家庭や地域社会、関係機関と協力し、交通安全指導、防犯パトロール、防災訓練等を行う。	学校教育課
学校経営の充実	定例校長会、教頭会、教務主任会、学校経営ヒヤリング、教育委員会学校訪問、指導主事学校訪問AB、表簿点検等を実施することにより、各学校が沼田市教育行政方針を受けて、地域の実態に即した特色ある教育活動を展開できるよう指導・助言する。具体的には、「相互乗り入れ型学級担任制」「へき地教育七つの実践～レインポーアクション～」等の施策の具現化を図る。その際には、学校評議員制度や学校評価を活用し、各学校が、地域住民、保護者及び有識者等から広く意見を聞き、地域社会と連携することにより、魅力ある学校づくりを推進できるようにする。	学校教育課
教職員の資質向上	学校が教職員の資質・能力の向上や地域住民への情報発信を行うことにより、地域の理解と支援を得て学校の教育活動を展開する取組を行う。その象徴として4月23日を「沼田市・先生の日」とし、「教職員全体研修会」を開催するとともに、地域ボランティアに対して「学校貢献活動表彰」を行う。また、教員人事評価制度を活用した管理職による職員への指導・助言を充実させる。	学校教育課
教育水準向上研究	「心豊かでたくましく賢い子どもの育成」を研究主題とし、「授業研究会」や「教科別研修会」を開催するとともに、校内研修主任会を開催して各学校の校内研修の充実を図る。また、その成果を「沼田市の教育」にまとめ共有する。	学校教育課
教育研究所における各種研究の充実	「沼田市教育研究所成果発表会」を開催し、各研究班の研究の成果を各学校に広めるとともに、「教育相談技術認定講座」、「学校経営研修会」等を開催することにより、市教育水準の全体的な向上を図る。	学校教育課 (教育研究所)

## 基本施策2 多様な体験機会の拡大

現在の子どもたちは、少子化や都市化、情報化などの状況の変化、子どもにかかわる人々の意識の変化、核家族化による家族形態の変化等により様々な影響を受けています。特に、少子化による影響から、周囲の大人たちからは大切にされ、物質的にも恵まれています。遊び体験の不足やテレビゲーム、インターネットなどの擬似的な体験等により、望ましい人間関係をつくるために必要となる実体験が不足している状況にあります。

多様な実体験により、子どもたちが他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を培い、たくましく生きる力をはぐくめるよう、国際交流、姉妹都市交流による異文化体験、恵まれた自然を生かした自然体験、ボランティアやスポーツを始めとする様々な活動への参加など、多様な体験機会を提供します。

また、学校において環境教育を実施するとともに、体験学習や施設見学等を通じ、ごみの減量化やリサイクルに関する意識啓発、環境を大切にすることを育てます。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
国際姉妹都市交流事業	歴史や風土などの共通項を媒介とした都市交流を進めるとともに、多様な異文化にふれる機会を創出することで、国際感覚豊かで幅広い視野を持った人材の育成を図る。	秘書課
国際交流事業	米国ハワイ州にあるカメハメハスクールとのホームステイプログラムの継続・充実を図るとともに、メール交換やビデオレター交換等を積極的に行い。交流活動を日常的なものにしていく。	学校教育課
姉妹都市交流事業	姉妹都市である下田市と、黒船祭、沼田まつりにおける絵画の交換展示等の交流を図る。	学校教育課
青少年自然体験活動推進事業「沼田ネイチャーキッズ」	自然との接触が少なくなってきた子どもたちが、地域の大人と触れ合いながら、ふるさとの自然や環境に興味を抱く機会を提供する。	社会教育課
おもしろ科学教室	親子で楽しみながら科学工作を行い、不思議・なぜといった体験活動を通して、子どもたちの「科学する心」をはぐくむとともに、青少年の学校外活動の充実を図る。	社会教育課
ぬまたアウトドア・チャレンジャー	学校週5日制で生まれる「ゆとり」を活用し、大自然の中で体験活動を行うことにより「思いやり」や「生きる力」をはぐくむとともに、「自立心」や「考える力」を身につけることを目的とする。	社会教育課
中学生ボランティアリーダー養成講座	中学生の積極的な社会参加活動の推進と土曜休日の有効活用を図るため、様々なボランティア活動を学びながら地域・社会との結びつきを見直し、学校外活動における異年齢集団のリーダーを育成する。	社会教育課
春・秋の子ども会ボランティア活動	各町において広範囲なボランティア活動を実施し、無償の行為による精神の養成と、子ども同士及び子ども会員の親睦を図ることを目的とする。	社会教育課
おやこニューススポーツ講習会	自然に囲まれたニュースポーツ広場において、ニュースポーツを体験できる講習会を実施することで、親子の触れ合いや地域の大人と子どもの交流を図る。	体育課

事業名	事業内容	担当課
集まれスポーツ広場	自らの体力や健康問題を認識し、市民がスポーツを通じた健康増進活動を展開できるための契機をつくとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ態度や習慣を形成していくための一助とする。	体育課
親子スキー教室	スキー経験の少ない親子を対象に、スキーを通じた自然との触れ合いの中で、健康で明るい家庭づくり及び体力づくりを図る。	体育課
スポーツ少年団	各単位団の活動の充実、指導者及び団員相互の交流を図るための事業を実施する。	体育課
子ども議会	市内の小中学生の代表者が、自分自身で考えた市への要望や提案を市議会議事堂で発表することにより、市の将来を担う子どもたちの夢や豊かな感性をまちづくりに反映するとともに、市政や地域づくりなどへの関心を高める。	秘書課
親子施設見学会	市内の主な公有施設を直接見聞することで、施設とその業務の必要性や重要性を認識し、親子での参加によるふれあいの中で、市政への理解と関心を深める。	秘書課
子ども会連絡協議会	青少年育成連絡協議会の指導と援助を受けながら、会員が互いに理解と友情を深め、共に協力することにより、自分自身と地域子ども会の発展を図る。	社会教育課
沼田かるた大会	子ども会員と保護者及び育成会員が一堂につどい、和気あいあいの中に競技を行うとともに、郷土沼田についての知識と愛情を深め、子ども会活動の育成に資することを目的とする。	社会教育課
上毛かるた大会	子ども会代表が一堂につどい、和気あいあいの中に競技を行うとともに、郷土群馬についての知識と愛情をもたらすことにより、子ども会活動の育成に資することを目的とする。	社会教育課
初級指導者養成講座	広く高校生及び育成者を対象に、青少年地域活動のリーダーとして必要な知識・技能についての講座を開催することにより、地域指導者の資質の向上を目指す。	社会教育課
ジュニアリーダー部の活動	市内に在住又は在学する高校生で組織し、各種子ども会活動等での指導や援助を行い、充実した事業の展開を支援する。	社会教育課
優良読書児童表彰	子どもの読書意欲の向上と利用の促進を目的として、利用冊数に応じて表彰を行う。	社会教育課 (図書館)
職場見学・職場体験	各学校は、地元企業等の協力を得て、進路にかかわる啓発的な体験や勤労・奉仕等の幅広い社会参加の活動を実施する。	学校教育課
ごみの減量化やリサイクルに関する意識啓発	小学校の社会科見学及び中学生の体験学習を通じてごみの減量化及びリサイクルの重要性の意識啓発を行うとともに市民協働出前講座を活用し学習機会の拡大を図る。	環境生活課
環境教育の実施	小中学校の児童・生徒を対象にポスターコンクールや川柳募集などを通じて地球温暖化防止対策・自然環境の保全などの環境問題の意識啓発を行う。 また、環境市民活動団体のネットワーク組織などと連携し、機会を捉えて環境に対する心を育てる。	環境生活課
自然体験活動の実施	豊かな自然環境の実感につながる、自然体験活動の実施を通して、環境教育の推進を図る。	学校教育課

### 基本施策3 子どもの活動を支援する環境の整備

少子化や都市化の進展により、現在の子どもたちは同年代以外の子どもと遊んだり、自分たちで遊びや遊びの場を見つけたりすることが難しい状況におかれています。

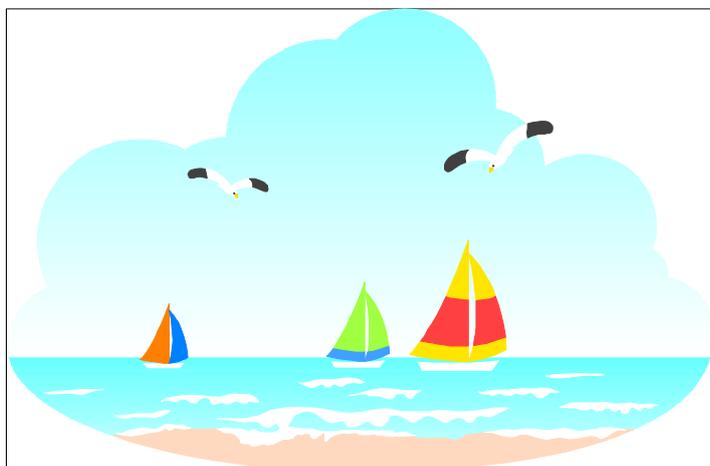
子どもたちが自分で課題を見つけたり、自ら学び主体的に判断して行動し、より良く問題を解決する力やたくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ地域全体ではぐくんでいくことが必要です。

子どもが遊びやスポーツ、読書などを通じて、自らの心や体を成長させることができるよう、子どもの遊び場や居場所づくりを進めるとともに、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境整備に努めます。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
公園整備の推進	「緑の基本計画」に基づき、幼児から高齢者まで、すべての市民の憩いとやすらぎの場として、都市公園・緑地等の整備を引き続き推進する。	都市計画課
適切な公園管理の推進	都市公園・緑地等を常に快適に利用でき、訪れる人に憩いとやすらぎを提供できるよう日常的な管理、樹木の管理等を行う。（都市計画課） 農村公園、森林公園等について、利用者が安全で快適に利用できるよう管理を行う。（農政課）	都市計画課 農政課
市民ふれあい農園の推進	大人と子どもが触れ合いながら自然に親しみ、農作物の栽培を通じて収穫の喜びを味わえるよう、市民ふれあい農園の維持管理を定期的に行うとともに、広報等による情報の提供により利用拡大を図る。	農政課
児童館設置の検討【再掲】	健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健康の増進と健やかな育成を図るとともに、中学生、高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援、子育てに関する不安や悩みへの相談等を行う児童館の設置について検討を行う。	社会福祉課
質の高い児童図書 の充実	子どもたちの地域の身近な情報拠点として、図書資料を通して社会・文化・知識等への関心や教養を深められるよう、図書館における図書資料の充実を図る。	社会教育課 （図書館）
移動図書館【再掲】	自宅等が図書館から離れている方でも気軽に利用できるよう、市内に各小学校を中心としたステーションを設け、移動図書館サービスを行う。	社会教育課 （図書館）
学校施設の地域開放	団体利用登録により、学校体育施設の一般開放を行う。一般及びスポーツ少年団などの活動が充実するよう、学校と連携し施設用具の整備等を行い、施設開放の充実を図る。	体育課
総合型地域スポーツクラブ	国や県の事業を紹介するなど、クラブの設立・運営が円滑に行われるよう支援を行う。	体育課
スポーツコーチの養成	社会体育指導者を対象に、隔年でスポーツコーチ認定講習会を開催する。スポーツ指導に関する講演会や実技講習会を計画し、技術や安全面での専門的な知識を持った指導者バンクを確立する。	体育課
体育指導委員	各種スポーツの研修を行い、スポーツ教室や講習会などを通して、その普及に努める。市主催の体育行事への支援・協力及び各支部活動への協力・助言を行う。	体育課

事業名	事業内容	担当課
スポーツ施設の整備・充実	市民の多様化したスポーツニーズに対応できるよう、既存施設の有効活用を基本にスポーツ施設の整備充実を行い、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	体育課
まちの達人バンク	一般公募により、豊富な知識や優れた技術を持った方を登録。市民の多様な学習要求にこたえ、充実した生涯学習を推進するため、登録者の紹介・活用を図るとともに、自らが学んだことを地域のために役立てることを目的とする。	社会教育課
家庭教育研修会	子どもを取り巻く諸問題について、実践発表、講演等によりPTA指導者の養成を図るとともに、家庭、学校、地域が一体となって連携を深める。	社会教育課
青少年育成連絡協議会	青少年の育成のため、青少年団体及び育成関係者が連絡を図り、青少年対策の推進と関係者相互の知識の向上を図る活動を行う。	社会教育課
青少年指導者会の活動	青少年育成連絡協議会及び市内育成会等の事業の円滑な運営に協力するとともに、青少年事業の指導や指導者の養成を図る。	社会教育課



## 基本目標4 安心して子育てできる環境づくり

### 基本施策1 良好な居住環境の確保

子どもがのびのび健やかに育つためには、子どもや子育て中の親が安心して活動できる快適な居住環境を整備する必要があります。

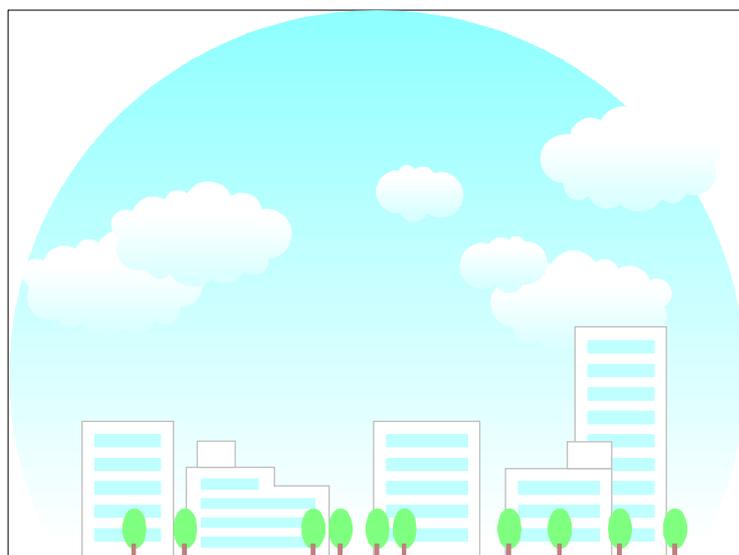
市では、居ごちのよい、やすらぎのある居住環境をつくっていくため、生活道路や上下水道、公共交通、憩いの場などの衛生的な環境整備、市民生活に密接に関係する様々な都市機能や生活基盤の整備等を推進してきました。

妊産婦や子ども連れの親をはじめ、高齢者・障害者等のすべての人が安心して外出できるよう公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の維持・確保や安全で快適な生活道路の形成及び維持管理、子どもを取り巻く有害環境の排除等、良好な居住環境を確保するための取組を進めます。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
公共交通機関の維持・確保	鉄道やバスの利便性を高めるため、パークアンドライドの推進に努めるとともに、交通弱者へ配慮した新たな乗合バスの運行方式などの検討を行い、公共交通の維持・確保を図る。	環境生活課
ノンステップバス導入促進	バリアフリー新法の施行に伴い、バス事業者がノンステップバスを導入していくよう、国や県と協調して助成等行う。	環境生活課
潤いのある居住環境づくり	緑化活動を行う市民団体や生け垣を設置する市民及び壁面を緑化する市民に、要綱に基づき補助金を交付し、市民を主人公とした緑化の推進を図り、緑豊かな住みよい生活環境を創出する。（都市計画課）市街地を囲む河岸段丘の森林を中心にその周辺の下草刈り等の森林整備をボランティアにお願いし、美しい緑豊かなまちづくりを目指して事業を実施する。（農政課）	都市計画課 農政課
安全で快適な生活道路の形成	市民生活に最も身近な生活道路については、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、歩道整備や街路灯・街路樹の設置による沿道景観の形成など、安全で快適な生活道路を形成する。	建設課 都市計画課
有害環境浄化の推進	青少年育成相談センターを中心として、青少年育成連絡協議会や青少年育成推進員、学校、地域、家庭が一体となり、青少年の喫煙問題をはじめ、青少年の健全な成長に悪影響を及ぼす物品の規制・排除など、有害環境の浄化を推進する。	社会教育課
住宅マスタープランの推進	良好な住環境を有する市営住宅の整備を図り、母子世帯、単身のDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者及び子育て支援を要するファミリー世帯等の入居に配慮した市営住宅の管理を行う。老朽化した市営住宅の建替事業を推進し、良好な居住環境を有する市営住宅の整備を図る。	建設課
公共施設における子育て世帯に優しい設備整備	公共施設において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる設備の整備を図る。	各施設担当課

事業名	事業内容	担当課
道路、公共施設等の バリアフリー化の 推進	第五次総合計画の基本理念のもとに、子どもから高齢者や障害者まで、誰もが歩いて生活できる環境を形成するため、歩行者空間のバリアフリー化に努めるとともに、歩くこと自体が楽しむことのできるような歩行環境の改善を図る。	建設課
	公共施設等において、妊産婦や乳幼児を連れた方等のすべての人が安心して外出できるよう、段差の解消等のバリアフリー化を図る。	各施設担当課
	公園緑地等の公衆便所をバリアフリーに配慮し整備を行い、安全で安心して利用できる身近な公園づくりを推進する	都市計画課
道路維持管理の推進	市民生活の安全性・快適性や市域内交通の円滑化を確保するため、パトロール等を通じて道路の維持管理に努める。 また、冬期の降雪による通勤・通学その他の市民生活への支障や道路の安全確保に敏速かつ効率的に対応するため、除雪対策の充実を図る。	建設課



## 基本施策2 子どもの交通安全の確保

モータリゼーションの進展により、自動車等の交通量は増大の一途をたどり、これに伴う交通安全対策は大きな課題となっています。特に、交通弱者である幼児・児童や高齢者は被害者になることが多く、また、交通事故の主な原因が運転する人や歩行者のルール違反やマナーの低下が大半であることから、だれもが被害者に、また、加害者になる可能性を有しています。

交通事故や交通事故による犠牲者を減少させていくため、幼児から高齢者までの生涯にわたるきめ細かい交通安全教育を推進するとともに、関係機関や各種団体等と協力・連携を図り、交通安全意識の高揚やチャイルドシート装着・普及の啓発に努めます。また、子どもや子ども連れの親等が安全、かつ、安心して通行することができるよう、通学路などの生活道路を中心に交通安全施設の整備を推進します。

### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	交通弱者である幼児・児童・生徒に対し、関係機関やボランティア団体等と連携した交通安全教育を推進することで交通安全意識の高揚を図り、交通事故による犠牲者の撲滅に努める。	環境生活課
交通安全教室の実施	関係機関との連携を図りながら、児童生徒が正しい知識を身に付け、安全な行動がとれるよう、計画的に交通安全教室を実施する。また、児童生徒の安全面への意識の高揚を図るために、「ひやっとマップ」などの製作と活用を図る。	学校教育課
交通安全に関する意識啓発	警察や交通安全協会、交通ボランティア団体等と連携し、交通安全の確保を図るための街頭指導を実施する。	環境生活課
交通指導者の養成・確保	児童・生徒を交通事故から守るためのボランティア団体と校内生徒による交通安全推進リーダーの育成や交通指導員の指導能力の向上を図り、交通事故を未然に防止する。	環境生活課
チャイルドシートの普及・利用促進	チャイルドシートの普及及び正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの購入補助や啓発を行う。	環境生活課
道路環境整備の充実	小学校や地域からの要望により、学校付近における区画線等の新設・補修や通学路等への注意看板などの設置等、道路環境の整備を計画的に推進する。	環境生活課
あんしん歩行エリア	地域の方々とともに道の使い方を考え、見直すことにより安全で快適な空間とするため、交通・利用ルールを含む地域の計画を作成するとともに、交通安全事業等を利用し、既存の道路空間や沿道空間を活用した使いやすい道づくりを目指すものです。	建設課
安全で快適な生活道路の形成【再掲】	市民生活に最も身近な生活道路については、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、歩道整備や街路灯・街路樹の設置による沿道景観の形成など、安全で快適な生活道路を形成する。	建設課 都市計画課
道路維持管理の推進【再掲】	市民生活の安全性・快適性や市域内交通の円滑化を確保するため、パトロール等を通じて道路の維持管理に努める。また、冬期の降雪による通勤、通学その他の市民生活への支障や道路の安全確保に迅速かつ効率的に対応するため、除雪対策の充実を図る。	建設課

### 基本施策3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

平成16年度から比較して、近年、沼田警察署管内においての犯罪発生件数は減少傾向にありますが、平成20年度は年間715件の刑法犯罪が発生しています。また、実際に子どもたちが事件に遭遇している事例もあることから、子どもたちが犯罪に巻き込まれないための対策が必要とされています。

子どもを犯罪等の被害者から守り、安全で安心して生活できる地域社会を実現するため、警察、保護者、地域住民、学校、関係団体等の連携による地域全体での防犯活動に取り組むとともに、犯罪の発生しにくい、犯罪にまきこまれにくい環境を整備します。また、学校や保育園、幼稚園などにおいては、PTAや保護者、警察と連携・協力して防犯講習会を開催し、安全指導の充実に努めるとともに、防犯マニュアルの作成や防犯ブザー等の整備を行います。

#### ■取組事業

事業名	事業内容	担当課
防犯活動の推進	安全で安心なまちづくりのため、治安回復専門官を中心に、沼田警察署を始めとする関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進する。	総務課
防犯意識の向上に向けた情報の提供	不審者情報や不審電話情報など、緊急に連絡が必要なものについては、各小中学校、各幼稚園及び関係機関等にFAXにて情報提供をする。また、関係機関から提供される情報については、校長会や生徒指導主事・主任等会議等で周知し、防犯意識の向上を図る。	学校教育課
防犯思想の普及促進	防犯協会等の関係機関との連携強化を図り、安全情報の提供や広報活動により、防犯思想の普及に努める。	総務課
防犯灯の整備	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯の整備等を推進し、安全な環境づくりを進める。	総務課
関係団体連携による非行の防止	市教育委員会と沼田警察署の間で「学校・警察児童生徒健全育成推進制度」に関する協定を結び、児童生徒の非行及び犯罪被害等の防止を図るために相互の連携を強化する。	学校教育課
青少年育成連絡協議会【再掲】	青少年の育成のため、青少年団体及び育成関係者が連絡を図り、青少年対策の推進と関係者相互の知識の向上を図る活動を行う。	社会教育課
青少年育成相談センター【再掲】	年々増加する青少年の非行問題に対処するため、非行青少年の早期発見と非行防止のための補導活動、青少年相談の実施、情報の提供を行う。	社会教育課
青少年補導員研修	青少年を取り巻く環境が大きく変化し、少年犯罪の低年齢化・凶悪化等の深刻な状況にあることから、青少年補導員活動の充実に努めるための研修を行う。	社会教育課
健康安全教育の推進【再掲】	性教育、薬物乱用防止教育、心の健康や食に関する指導等について、構想図を策定するなどして、児童生徒が健康・安全に関する正しい知識を身に付け、実践できるようにする。また、通学路の安全確保、登下校の工夫、危険予知・回避能力の育成、情報の共有化等、「セイフティ沼田」の積極的な活用を推進する。	学校教育課
青少年健全育成活動の充実	学校、家庭、地域社会及び青少年育成関係機関・団体の緊密な連携により、地域ぐるみの青少年健全育成活動の充実に努める。	社会教育課

事業名	事業内容	担当課
学校安全管理【再掲】	児童生徒の安全確保のため、安全点検を組織的・計画的に実施するとともに、不審者侵入対策を含めた安全管理体制を整備・改善する。また、家庭や地域社会、関係機関と協力し、交通安全指導、防犯パトロール、防災訓練等を積極的に行う。	学校教育課
保育園、幼稚園及び学校における防犯への取組	PTA や保護者、警察等と連携・協力して防犯講習会や防犯パトロールを実施し、園児、児童、生徒及び保護者等の防犯意識を高めるとともに、防犯マニュアルの作成や防犯ブザーの整備などに取り組む。	学校教育課 社会福祉課





---

---

## 第5章 計画の推進体制

---

---

### 1. 市民や関係機関等との連携の強化

本計画に基づき、すべての家庭を対象とした子育て支援を総合的に実施するためには、本市の関係部局による事業の推進だけではなく、関係する住民組織や行政機関等の協力が不可欠なことから、市民や地域、関係団体、NPO、教育・保育機関、警察等との連携を強化します。また、地域全体で子育てを支援する機運を高めるため、積極的な情報と学習機会の提供を行います。

### 2. 社会・経済情勢や厳しい財政状況への的確かつ柔軟な対応

厳しい経済状況による税収の減少や地方交付税の削減等により、本市の財政状況は今後も厳しい状況が続くことが予想されます。本計画の推進に当たっても、このような状況を踏まえつつ、今後の社会経済環境の変化や市民ニーズ等に適切、かつ、柔軟に対応しながら、可能な限り着実に進められるよう努めます。また、計画の推進期間中においても個別事業の内容の見直しを行い、時代の変化に対応した施策展開や事業の実施に努めます。

### 3. 沼田市次世代育成支援対策地域協議会

市民や関係団体の代表者等から組織される沼田市次世代育成支援対策地域協議会により、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行い、次の事業展開に反映するように努めます。

### 4. 国や県等との連携

次世代育成支援に当たっては、法律や制度の改正など市単独の取組では解決困難なものがあるため、国や県、関係機関と連携して解決に向けた取組を進めます。



---

---

**第 6 章** 資料編

---

---

## 1. 沼田市次世代支援対策地域協議会報告

平成22年3月24日

沼田市長 星野 已喜雄 様

沼田市次世代育成支援対策地域協議会  
会長 小林 昭 紀

### 沼田市次世代育成支援行動計画素案について（報告）

沼田市が次代の社会を担う子どもの成長と子どもを育成する家庭を総合的に支援するための指針となる「沼田市次世代育成支援行動計画」について、平成17年3月に作成いたしました前期の計画について、本協議会で見直し等を行い充分検討した結果、ここに後期計画の成案を得ましたので別紙のとおり報告いたします。



## 2. 計画策定の経緯

日 時	内 容
2月16日～ 2月27日	次世代育成支援に関するニーズ調査 調査件数 2,500件 (就学前児童：1,145件、就学児童：1,355件)
8月19日	第1回地域協議会 行動計画について ニーズ調査結果について
11月10日	第1回庁内推進・検討委員会（合同会議） 議題（1）沼田市次世代育成支援行動計画（素案）たたき台について （2）今後の予定について （3）その他
	第1回検討委員会 議題（1）次世代育成支援行動計画（素案）たたき台について （2）その他
1月29日	第2回庁内推進・検討委員会（合同会議） 議題（1）沼田市次世代育成支援行動計画（素案）たたき台について （2）その他
2月23日	第2回地域協議会 議題（1）沼田市次世代育成支援行動計画 後期行動計画について （2）沼田市次世代育成支援行動計画（素案）たたき台①（02/12） について
3月12日～19日	第3回地域協議会（文書審議） ・沼田市次世代育成支援行動計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">素案</span> （案）について
3月24日	沼田市次世代育成支援行動計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">素案</span> を市長へ提出

### 3. 沼田市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、沼田市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、沼田市次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 地域協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係機関の代表者

(2) 市民からの公募による者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、これを再任することができる。

#### (運営)

第4条 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 地域協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

6 地域協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (事務局)

第5条 地域協議会の事務局は民生部社会福祉課に置く。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限りでその効力を失う。

3 平成18年3月31日までに委嘱された委員の任期は、第3条の規程にかかわらず平成20年3月31日までとする。

## 4. 平成21年度沼田市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略)

	区 分	選出団体等	氏 名	備 考
1	各種関係機関	沼田利根医師会	国府田 利江	
2		沼田利根歯科医師会	浅沼 美香	
3		沼田商工会議所	横山 公一	
4		利根沼田保健福祉事務所	栗原 修一	<21年度~>
5		沼田市社会福祉協議会	木村 敬史	
6		沼田市民生児童委員協議会	森田 経代	副会長
7		沼田市小中学校長会協議会	高橋 忠	<21年度~>
8		沼田市青少年育成連絡協議会	小林 昭紀	会長
9		沼田市小中学校 PTA 連合会	入澤 明	<21年度~>
10		連合群馬・沼田地域協議会	萩原 和広	
11		子育て支援 NPO 法人	後藤 満里子	
12		私立幼稚園長代表	櫛淵 光彦	
13		私立保育園長代表	生方 房子	
14		市立幼稚園長代表	近藤 葉子	
15		市立保育園長代表	阿部 かつみ	<21年度~>
16		学童クラブ代表	伊藤 亜希子	<21年度~>
17	サービス利用者	私立幼稚園保護者代表	石澤 雄一郎	<21年度~>
18		私立保育園保護者代表	津久井 広光	<21年度~>
19		市立幼稚園保護者代表	角田 英史	
20		市立保育園保護者代表	藤井 美智男	<21年度~>
21		学童クラブ保護者代表	中澤 勝	
22	公募による市民	一般公募	加藤 清子	
23		一般公募	平井 かおる	
24		一般公募	坂口 文子	
25		一般公募	山田 早苗	

## 5. 沼田市次世代育成支援行動計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び総合的かつ効果的な推進を図るため、沼田市次世代育成支援行動計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 行動計画策定に関すること。
- (2) 行動計画の推進及び進行管理に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(庁内検討委員会)

第6条 推進会議の任務を円滑に遂行するための実務的な調査研究組織として、推進会議に庁内検討委員会を置く。

2 庁内検討委員会は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 庁内検討委員会にリーダー及びサブリーダーを置く。

4 リーダーは、社会福祉課長の職にある者をもって充て、サブリーダーは、委員の互選より定める。

5 前号に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営については推進会議の例によるものとする。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 推進会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、民生部社会福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年10月28日から施行する。

沼田市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要綱は、廃止する。

## 6. 沼田市次世代育成支援行動計画庁内推進会議委員名簿（表1）

（敬称略）

区分	職		
会長	民生部長	田村 澄夫	
副会長	社会福祉課長	織田澤 清	
委員	1	総務部秘書課長	小池 龍実
	2	総務部総務課長	栃原 豊彦
	3	総務部交流推進課長	飯田 敏夫
	4	総務部企画課長	田村 博史
	5	総務部財政課長	加藤 文夫
	6	民生部市民課長	田辺 昇利
	7	民生部環境生活課長	茂木 進一
	8	民生部健康課長	星野 喜一
	9	経済部農政課長	黒岩 勉
	10	経済部商工観光課長	中嶋 一也
	11	建設部建設課長	生方 貞行
	12	建設部都市計画課長	萩原 誠一
	13	教育部庶務課長	金子 朗
	14	教育部学校教育課長	増田 郁夫
	15	教育部社会教育課長	木暮 茂
	16	教育部体育課長	内山 仁
	17	教育部給食センター所長	上保 義明

## 7. 沼田市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会名簿（表2）

（敬称略）

区分	職		備考	
リーダー	社会福祉課長		織田澤 清	
委員	1	総務課職員係長	石井 旭	
	2	交流推進課協働推進係長	原 隆雄	
	3	企画課企画係長	川方 一巳	
	4	市民課国保係長	富岡 信行	
	5	環境生活課廃棄物係長	長谷川 浩一	
	6	環境生活課生活係長	平井 通晃	
	7	社会福祉課障害福祉係長	大竹 尚彦	
	8	多那保育園主幹兼園長	阿部 かつみ	
	9	健康課予防係長	西山 裕子	
	10	健康課保健係長	森下 節子	
	11	農政課課長補佐兼企画係長	増田 雄二	
	12	商工観光課工業振興係長	田辺 栄一	
	13	建設建築室長兼建築主事	井上 修	
	14	都市計画課都市施設係長	宮川 泰	
	15	庶務課課長補佐兼庶務係長	星野 実	
	16	学校教育課学校教育係長	小菅 伸一	サブリーダー
	17	池田幼稚園主幹兼園長	横坂 好枝	
	18	社会教育課社会教育係長	木暮 保夫	
	19	図書館奉仕係長	増田 京子	
	20	体育課体育係長	川田 正樹	
	21	給食センター給食係長	角田 幸保	
	22	社会福祉課子育て支援係長	星野 永子	事務局兼務





沼田市次世代育成支援行動計画（後期計画）  
（平成22年度～平成26年度）

平成22年3月発行

発行：沼田市

〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町 780

電話 0278-23-2111（代表）

FAX 0278-23-2941

ホームページ <http://www.city.numata.gunma.jp>

編集：沼田市社会福祉課子育て支援係